

(2) 施設の種別各論

1. 特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター

NO1 区立特別養護老人ホーム運営改善検討会等設置要綱の廃棄について

【概況】

「区立特別養護老人ホーム運営改善のために(報告)」(以下「改善報告書」という)が、平成12年2月に区立特別養護老人ホーム運営改善検討会から提出されている。

当該「改善報告書」の添付書類に、平成10年5月15日保福管発第152号区長決定の「区立特別養護老人ホーム運営改善検討会等設置要綱」(以下「本要綱」という)が掲載されている。

本要綱の趣旨は、区立特別養護老人ホーム等の執行体制と施設運営の効率化等の体制整備を図るための組織及び運営について、必要な事項を定めるものとして、運営改善検討会さらに運営改善検討会のもとに運営改善検討部会を設置し、次の事項を検討するとしている。

運営改善検討会

事務改善等の基本的なあり方

検討部会の統括

その他会長が必要と認める事項

運営改善検討部会

本部体制の整備

事務事業の改善

人事交流の適正化

会計経理の適正化(本部会計と施設会計)

その他部会長が必要と認める事項

改善報告書に記載された本要綱の条文は、第6条までであり、次ページに会議開催経過が、平成10年5月から平成11年10月との記載があるのみで本要綱の全条文及び適用時期等が不明なため、本要綱の提示を含み現在の取り扱いについて担当部局に照会したところ、本要綱は、平成12年2月運営改善検討会等で検討結果が報告書として提出されて、その機能は、終了し廃案となったが、廃案の決定資料の提示は、存しないためできないとの回答を得た。さらに、本要綱について、当該文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年経過で廃棄なので平成17年度には、本要綱そのものが廃棄されているので条文が第6条までかどうか確認できないとの説明を受けた。

現在は、改善運営についての検討を担当部局の担当課において実施しているとしている。

【監査の結果】

要綱には、適用期間（完結の日が、特定できない場合は、適用開始と目的を具体的に記載し、その完結の日とする旨等）を明記し、要綱の目的完結により廃案となる場合は、廃案決定の稟議、廃案文書にその旨の明記等の証拠を作成すべきである。さらに、本要綱の現在の取り扱いを担当部局で今回調査するための時間等から考えるに、年度を経て区の組織替え等が実施された場合、当該要綱の統括は、どの担当かを明らかにするよう文書管理規程に基づき文書管理を徹底されたい。

また、本要綱第1条から第6条の内容からは、介護保険制度の導入時の区立特別養護老人ホーム等の執行体制と施設運営の検討についての結果報告のみで完了するとは、読みきれない。

担当部局担当課で、改善運営の検討は、当該改善報告書の改善案に特定しているものではなく、実際、具体的に改善報告書の中に、改善スケジュールに実施時期を11年度から13年度に亘る実施内容が記載され、取り組みを進言していることから、改善状況とともに改善報告書の内容をフォローするためにも本要綱の機能は、必要と思われる。

なお、改善案の内容の現在の実施状況については、次の事項（NO.2）で採り上げる。

NO2 「区立特別養護老人ホーム運営改善検討会」及び「区立特別養護老人ホーム検討部会」の検討事項に対する所管部門のフォロー状況

【概況】

この概況は、平成12年2月に提出された「区立特別養護老人ホーム運営改善のために（報告）」から、内容を抽出したのから構成されている。その報告書の抜粋内容は、下記《》の通りである。

記

《 園は、ボランティア精神による活動から出発したところであるが、その後の急速な高齢化の進展に伴い、家庭で継続的な介護、介助が期待できない高齢者のために、大田区が設置・開設した、特別養護老人ホーム羽田及び羽田高齢者在宅サービスセンターの管理・運営を受託したのを始めとして、現在では特別養護老人ホーム5施設、高齢者在宅サービスセンター11施設、在宅介護支援センター3施設、軽費老人ホームおおもりの管理運営を受託するに至っている。

このように、I園は、区内の特別養護老人ホームなどの援護の必要性の高い人が入所して生活する施設の大部分を経営し、高齢者サービスの提供に重要な役割を果たし、区の高齢者福祉施策の一翼を担ってきたといっても過言ではない。

社会経済状況の変化とともに、社会福祉の基礎的な構造について改革されようとしている現在、I園についても例外ではなく、事務事業の見直しを実施しなければならない。

介護保険制度の導入に伴い特別養護老人ホームは、施設サービスに、デイサービスやショートステイ等在宅サービスに位置づけられ、社会福祉分野への多様な事業主体の参入が一層進むと見込まれる中で、I園の役割や意義、公的助成のあり方、他の事業主体との適切な競争条件の整備などの課題への対応が求められる。

したがって、今後、I園は、その専門性や力量を高め、地域に根ざした福祉サービスの担い手にふさわしい公共性、信頼性、効率性を確保し、区民の要望に応えることが何よりも大切になってくる。

そこで、「区立特別養護老人ホーム運営改善検討会」及び「区立特別養護老人ホーム検討部会」を設置し、次の5つの課題を中心に、施設運営の効率化を推進するための方策、I園が法人として独立した運営を図るための執行体制の整備方策及び委託料や補助金のあり方などを検討した。

検討課題

1. 本部体制の充実

常務理事にI園施設長兼務、法人運営に集中できない。

規程類が整備されておらず、常務理事、施設長間の指揮命令系統が明確でない。

常務理事に権限集中している。

本来本部が行うべき事務を、各施設ごと処理しており、施設の事務量が軽減されない。

情報管理体制が未整備で、施設間における処遇の格差を調整し、区立特別養護老人ホームとして均衡のとれた処遇をするための調整機能が不足している。

2. 事務事業の改善

本部は、各施設の事業計画を集約するよう見受けられ、意欲的に事務改善に取り組む姿勢が見られない。また、各施設は、独自の特色をもっているが、事務改善の大きな阻害要因になっている。

職員の帰属意識が低く、情報の閉鎖性から研鑽努力や事務改善意欲が欠如の大きな原因となっている。

事務処理手続や帳票類が施設ごとに異なっており、処理の煩雑さを招いている。

大部分の事務処理が手作業でなされている。OA化も念頭に改善計画を確立する必要がある。

3. 人事管理の適正化

本部が、法人全体に対する職員人事情報を把握していない。

施設で採用試験を受けたものは、施設に採用されたとの意識でI園での帰属意識が低い。

人事異動や昇任は、施設長の判断に委ねられており、公正、的確な人事が行われているかといった疑問が職員にある。

I園として、系統だった職員研修が実施されていない。

多くの職員を抱えている法人であるが、職員の悩みを等の相談を受けべき窓口がなく、職員処遇上の問題点となっている。

4. 会計経理の適正化

1) 本部権限の明確化

本部は、区から受託施設の増加する中でも会計経理関係事務について各施設を総括し、指導する中枢部門として明確に位置づけられないまま形成されている。

本部組織自体も、会計経理関係事務について中枢部門として権限行使していく部門として十分に整備されていない。

会計処理等において、コスト意識が不十分である。

2) 管理運営費用の適正化

予算編成

- ・各施設は、区からの委託料をもとに施設予算を編成するが、事業計画とリンクさせず、前例踏襲型の予算編成になっているところがある。
- ・支出見積もりが甘いため、施設会計での項目流用が安易に行われる傾向がある。

収入・支出

- ・同一職員が会計事務を長期間担当している。

契約

- ・施設規模の相違、開設年による建物、設備の新旧もあり、一概には言えないが、同種の委託契約でありながら、契約金額にバラつきがある。また、何年間も同額のものがある。
- ・見積もりを1社だけからとって契約したり、種類によっては、同じ業者に偏る傾向がある。

特養預かり金

取扱い規程によって適切な保管管理を行っているが、ことの性質上入金、出金手続は非常に煩雑である。手続の省略の誘惑に陥ることもある。

5. その他必要事項

1) 固有職員の上級職への登用

I園固有職員の最上位の職についているのは、特別養護老人ホームの養護課長(主任生活指導員)に限られている。

上記以外の管理職は、全て元区職員に占められている。

固有職員の中には、広い視野にたって入所者、利用者の処遇を向上させるためリーダーとして自分を生かしたいと思っている者もいるが、現実には各職種の主任よりも上の役職に昇進する機会は皆無である。職務向上の妨げになっている。

2) 介護保険制度導入に伴う体制整備と区の役割分担

執行体制の整備

介護サービスの現状維持

経営努力の還元

基本的には介護報酬で施設運営を行う。コスト削減等の創意工夫により「自己責任」や「競争原理」に耐えうる法人運営の仕組みを構築する。

修繕及び備品購入

基本的には、介護報酬を充てる。

数年経過し、施設の繰越額が明らかになった時点で、区と対応する。》

なお、上記検討事項についての所管部門等のフォロー状況は、次の通りである。

表 区立特別養護老人ホーム運営改善検討委員会の改善目標

実施時期	内容	実施状況	
11年度	人事関係基準等の作成	11年2月基準制定	
	人事交流の実施	11年6月から実施	
	本部長制施行	11年10月施行	
	本部管理規程、事案決定規程等改正	11年10月改正施行	
	各施設管理規程の改正、運営規程改正	改正・新設準備中	
	事務処理手続、様式等の統一	実地調査及び検討中	
	単価共通化等契約事務の指導調整	対12年度予算	
	各種会議の有効活用	要綱を制定し実施中	
	介護保険に対応する職員定数の整理	区と協議し、進行中	
	事務改善検討委員会の活用	引き続き活用していく	
	12年度	本部体制の完成	実施
		人事・給与事務の本部集中化	実施
財務経理関係事務管理体制の検討		実施	
I園広報、情報開示の検討、実施			
事務処理OA化検討			
13年度	職員配置基準の見直し	実施	
	事務処理OA化実施	実施	

おおた改革推進プラン2-1

13年度	組織体制の整備（職員数削減・単独在宅サービスセンター給与事務の本部一元化）	単独在宅給与事務の本部統一化実施
	管理運営費用の適正化（非常勤職員等の活用）	特養・在宅職員31名の非常勤(派遣)化
	契約事務の本部集中化の実施	紙おむつ等の本部契約一括化実施

【意見】

この報告に基づく課題整理を、おおた改革推進プラン21に掲げ、この検討をI園にも取り組むように進めてきた。I園も、平成13年度より、経営改善検討委員会を設置し、課題の整理を行い、年次的な事業計画を立て問題解決を徐々に図っている。但し、取り組みについても、経営改善に対する即効性が高く、効果が大きいと見込まれるものについて、重点的に実施し、継続していくことが必要である。区は、定期的にチェックしていくべきである。

NO3 大田区のI園に対する指導監督状況について

【概況】

運営委託契約書13条で、「大田区は、I園に対し前2条に対する報告のほか、必要に応じて委託事務の実施状況若しくは文書による説明若しくは報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査することができる。2.大田区は、前条及び前項の規定による報告又は調査により、改善すべき事項があると認めるときは、乙に必要な措置を指示することができる。」とされている。

【意見】

I園に対する委託料は、4,435百万円であり、金額的な重要性は高く、業務の効率化によるコスト削減の観点からも重点的な管理をする対象と考えられるが、十分な管理がなされていたとは言い難い。

NO4 委託金繰越金について

【概況】

(1) I園全体の支払資金残高および特定預金残高合計の増加額

I園全体の貸借対照表に基づき、流動資産から流動負債(引当金を除く)を控除した金額(社会福祉法人会計基準における支払資金残高)に固定資産の部・その他の固定資産・特定預金残高合計を加えた金額(以下、「支払資金残高等」という。)の平成11年度末から平成17年度末までの増減額は次のとおりである。

平成11年度末の支払資金残高等	331,026千円
平成17年度末の支払資金残高等	1,551,347千円
-	<u>1,220,321千円</u>

(2) 自主財源運営事業の支払資金残高等の増加額

I園が自主財源で運営している事業における支払資金残高等の平成11年度末から平成17年度末までの増減額は、113,161千円である。

なお、上記計算は、主として各経理区分の平成11年度貸借対照表残高と平成17年度貸借対照表残高の期間比較に基づき行っているため、平成12年度から平成17年度までの間に自主運営事業経理区分において剰余金が発生し、当該剰余金の全部又は一部を本部経理区分へ繰入を行っている場合、繰入金額は本部経理区分の預金残高に含まれることとなるが、当該金額に関する調整計算は行っていない。

(3) 委託事業全体での支払資金及び特定預金残高合計の増加額

I園全体での平成11年度末から平成17年度末までの支払資金残高等の増減額1,220,321千円(上記(1)より)から、自主財源運営事業に係る増減額113,161千円(上記(2)より)を控除した1,107,160千円が、委託事業全体での平成11年度末から平成17年度末までの支払資金残高等の増減額となる。言い換えれば、平成12年度から平成17年度までの委託金繰越金が1,107,160千円であったことを意味する。

(4) 積立預金

上記(3)の委託金繰越金を財源として、平成16年度において移行時特別積立預金が1,062,961千円計上されている。この積立に関する理事会での審議は、決算承認議案の議案内容の説明の過程の中で行われているため、移行時特別積立預金の積立の承認は決算承認により行われたと判断しているという説明を受けたが、積立に関して個別議案としての審議及び承認は行われていなかった。

この点に関し、社会福祉法人会計基準第35条第1項において、その他の積立金は、将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき計上する旨が規定されている。また、I園経理規程第40条

において、積立金は次年度以降の経費に充てるため、理事会の議決に基づき計上する旨が規定されている。

なお、上記移行時特別積立預金は、指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針で規定する移行時特別積立預金を意味するものではなく、システム上、積立預金を適正な科目で表示させることができなかつたために使用した法人独自の積立金であるという説明を受けた。

平成 17 年度本部経理区分貸借対照表上は、平成 16 年度において計上された移行時特別積立預金が次の積立預金に区分表示されている。

目的	移行時特別積立預金全体 に対する割合
人件費積立預金	8.1%
経営改善積立預金（ 1 ）	65.5%
経営改善積立預金（ 2 ）	7.8%
退職手当積立預金	0.9%
自主財源運営事業の積立預金	17.7%
移行時特別積立金金額	100.0%

（ 5 ）積立預金の設定目的

積立預金は、以下の将来の特定の目的の支出又は損失に備えることを目的として設定されたものである。

一方、積立預金等の計上は、委託契約書第 9 条「乙（ I 園 ）は、特別養護老人ホーム委託料及び高齢者在宅サービスセンター委託料について、契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、乙の会計上繰越金として処理し、次年度以降の入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てるものとする。」の規定に基づき、その将来の支出の目的を明確にした上で、積立預金等に計上したものであるとしている。

人件費積立預金

当該積立預金は、委託 3 事業での合計金額と考えられるが、その設定目的及び設定根拠は不明という説明を受けた。

経営改善積立預金（ 1 ）

経営改善積立預金残高は、平成 12 年度計上分が 59.7%、平成 13 年度計上分が 29.1%、平成 14 年度計上分が 11.2%という構成である。各目的については、以下の a から f の通りで必ずしも、必要所要額を厳密に算定されているものではない。

なお、a から f の割合は、当該経営改善積立預金（ 1 ）の内訳割合ではなく、移行時特別積立預金全体に対する割合で示している。

a 受託施設運営費調整金

平成 16 年度移行時特別積立金に占める割合は次のとおりである。

人件費調整給分	運営経費補填分
8.7%	7.3%

人件費調整給部分は、I 園の新人事制度への移行に伴う今後の調整給部分であるとの説明を受けた。

運営経費補填分は、現在の区からの委託金額は介護保険による介護給付費として法人が受領した場合の見込額を上回る金額であるため、将来、委託金額を介護給付費に近似させるための引き下げが行われた場合に運営経費の支払財源が不足した時に備え、当該不足額を補填することを目的として積み立てられたものである。

なお、平成 18 年度の指定管理者契約に係る契約金額は 4,303,419 千円、平成 18 年度介護給付費等見込額は 4,239,352 千円となり、平成 18 年においても区からの受取金額が介護給付費等見込額を 64,067 千円上回っている。

b 短期施設整備費

平成 16 年度移行時特別積立金に占める割合は、平成 17 年度から平成 20 年度まで各 2.4% の合計 9.6% である。

現状の受託事業における修理については、「平成 12 年度事前協議区分表」に基づき修理費用の負担を区分している。

() 施設費用とするもの

施設、付属設備の修繕及び整備 1 件 20 万円未満のもの。

備品の購入及び修繕 1 件 10 万円未満のもの。

当該費用については、各年の受託金積算時に予算措置されており、区との協議が不要となっている。

() 本部費用（雑費）とするもの

施設、付属設備の修繕及び整備

1 件 20 万円以上 150 万円未満のもの。

備品の購入及び修繕 1 件 10 万円以上 50 万円未満のもの。

当該費用は、法人理事長決済で支出されるもので、委託金繰越金を財源として支出されている。

施設、付属設備の修繕及び整備に係る 1 件 150 万円以上のものについては、I 園としては、区長協議の上、区が施工し、歳出する修繕等であるという認識ということであるが、区との協議の結果、区の要請に基づき I 園で修繕等を施工し、委託金又は委託金繰越金から支出した事実が

あるという説明を受けた。

短期施設整備費は、上記()以外の修繕等で、風水害等による入所者の居住環境の著しい悪化等に対して、緊急的な修繕が必要となった場合に備え、資金を留保することを目的として積み立てられたものであるという説明を受けた。

また、平成15年度以前の会計年度においては、流動資産に計上されている預金残高が多額であったという理由から、当該整備費部分は特に積立預金として設定されていなかったが、目的積立金として区分管理を行うために平成16年度において設定されたものであるという説明も合わせて受けた。

c 退職給与引当金(引当特定預金)積立不足額

平成16年度移行時特別積立金に占める割合は、3.2%である。

退職慰労金規程に基づく平成18年3月31日現在の期末要支給額43,819千円のうち10,000千円が退職引当特定預金として計上されているため、残額の33,819千円を経営改善積立預金に含めて追加設定されたものである。

d 介護保険制度改正対応費用

平成16年度移行時特別積立金に占める割合は2.8%で次のとおりである。

短期入所(平成17年度 利用者負担金区納付)	0.8%
通所介護(平成17年度 利用者負担金区納付)	2.0%
小 計	2.8%

条例等の改正に基づき、平成17年10月より平成18年3月までの間にI園が短期入所生活介護事業又は通所介護事業において食費として徴収した金額を区に納付しているが、当該金額は平成17年度の委託金額の積算対象外であったため、当該納付金額相当分だけ運営資金の不足が見込まれた。そこで、平成17年度中に納付予想金額を積立預金として計上したものであるという説明を受けた。

e 経営改善計画費

平成16年度移行時特別積立金に占める割合は、平成18年度から平成20年度まで各0.9%の合計2.7%である。

経営改善積立金・経営改善計画費は、将来の経営改善に関するコンサルタント料等への支払に係る資金を留保する目的で設定されたものであるという説明を受けた。

f 減価償却積立金

平成 16 年度移行時特別積立金に占める割合は次のとおりである。

特養分	27.0%
在宅分	4.1%
合計	31.1%

経営改善積立預金・減価償却積立金は、現在、区が資金負担をし、所有している施設内の固定資産物品について、将来、利用料金制度に移行した際に、当該固定資産物品等の取替更新を、利用料金から行うこととなった場合に必要となる資金を留保する目的で設定されたものである。

経営改善積立預金（ 2 ）

平成 16 年度移行時特別積立金に占める割合は、平成 11 年度以前計上分は 2.5%、平成 12 年度計上分は 0.2%、平成 13 年度計上分は 3.8%、平成 14 年度計上分は 0.5%、平成 15 年度計上分は 0.8% である。

大田区在宅介護支援センター運営事業委託契約書第 9 条第 2 項「乙（ I 園 ）は、前項の剰余金について、乙の支援センターに係る会計の人件費引当金、修繕費引当金及び備品等購入費引当金として積み立てるものとする。」に基づき、各会計年度において生じた剰余金を各種引当金として繰り入れた結果として、積立金計上されたものであるという説明を受けた。

また、平成 16 年度、平成 17 年度においても剰余金が発生しているが、経営改善積立預金の積立は行われていない。さらに、平成 16 年度の剰余金のうち、54.6% は退職金積立金に、17.3% は地域包括移行経費に使用されているが、当該使用に関する区との間の協議内容を確認できる書類は存在していなかった。

退職金積立金（退職積立預金）

I 園の職員への退職金額は、次の各規定に基づき計算された金額の合計額となる。

- a 社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める共済約款（給与規程第 37 条第 1 項）
- b 東京都社会福祉協議会従事者共済会の共済規定（給与規程第 37 条第 2 項）
- c 退職慰労金支給基準（給与規程第 19 条第 3 項関連）

法人は、上記 a に関し社会福祉・医療事業団（現在の独立行政法人 福祉医療機構）が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。退職金積立金は、公益法人構造計画の一環による平成 17 年の見直しにより社会福祉・医療事業団が解散された場合に備え、社会福祉・

医療事業団から支給されている退職金相当額を、今後計画的に引当ていくことを目的として平成 14 年 5 月 27 日開催の理事会決議に基づき設定されたものである。

当該積立財源に関しては、I 園からの積算申請に対し、区も承認した上で平成 13 年から 3 年間予算積算されていたが、3 年経過後において解散の危機は乏しいとする区の判断により、平成 16 年より予算積算は行っていない。

なお、平成 17 年度末貸借対照表上、退職金積立金に対応する積立預金は設定されていなかったが、平成 18 年度において積立預金の設定が行われている。

(6) 積立預金及び積立金の取崩

平成 12 年度以降平成 17 年度までの間、対象となる支出が行われた場合に、積立預金及び積立金の取り崩しが行われていなかった。

【監査の結果】

(1) 経営改善積立預金(2)

委託金剰余金の取扱いについて、大田区在宅介護支援センター運営事業委託契約書第 9 条では次のように規定している。

「1 乙(I 園)は在宅介護支援センター委託料について契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、将来発生する支援センター関係経費の支出にあてるものとする。

2 乙は、前項の剰余金について、乙の支援センターに係る会計の人件費引当金、修繕費引当金及び備品等購入費引当金として積み立てるものとする。」

上記規定における「支援センター」とは、在宅介護支援センターと解する。在宅介護支援センターは老人福祉法に規定する事業であり、地域包括支援センターは介護保険法に規定する事業であり、在宅介護支援センター事業と地域包括支援センター事業とは法的に異なる事業であるため、上記規定の「支援センター」に地域包括支援センターが含まれるとは解することはできない。そのため、在宅介護支援センターの委託に伴い生じた繰越金は、そのまま、地域包括支援センターとしての将来の関係経費に充てることはできず、平成 17 年度末現在の在宅介護支援センターの委託金繰越金について、合理的な理由が存在しない限り、区は、返還処理をすべきであると考えます。

また、平成 18 年 3 月 1 日大田区役所本庁舎において開催された「平成 18 年度地域包括支援センター運営事業受託法人説明会」の席上、I 園より、在宅介護支援センターにおいて発生している委託金繰越金の

取扱いについての質問が行われている。この質問に対する区からの「移行する」という回答の中に明確で詳細な委託金繰越金の取扱いに関する回答が行われているとは考えられず、在宅介護支援センターの委託金繰越金が、地域包括支援センターの運営経費に当てられると区が判断したことにつき、充分検討された上での結論であるとは言い難い。

この点に関しては、在宅介護支援センターから地域包括支援センターに移行された他の委託先の法人等についても同様である。

十分検討の上、適切な処理をされたい。

(2) 退職金積立預金

賃金の支払の確保等に関する法律第5条では、独立行政法人 福祉医療機構の解散等により、当法人が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度からの拠出金が給付されないこととなった場合の事業主の対応について、次のように規定している。

「事業主（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の厚生労働省令で定める事業主を除く。）は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として厚生労働省令で定める額について、第3条の厚生労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。」

保全措置の義務を負う事業主から除かれる事業主について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第4条では次のように規定している。

「法第5条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。

一 次に掲げるいずれかの契約を締結した事業主

イ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に規定する退職金共済契約

ロ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第2条第7項に規定する退職手当共済契約

・・・（以下、省略）

独立行政法人 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第2条第7項に規定する退職手当共済契約に該当する。そのため、独立行政法人 福祉医療機構の解散等により、当法人が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度からの拠出金が給付されないこととなった場合であっても、事業主は本来給付されるべき金額を補填する義務を負わないと考えられる。その上で、職員への手厚い福利厚生制度等を前提に工圏で補填するというのであれば、それは法人独自の判断であり、そのた

めの財源は委託金繰越金で賄われるべきものではない。また、現状、予算積算が行われておらず、区としても3年経過後において解散の危機は乏しいとする判断を行っている。このような状況から判断し、平成13年度からの3年間の予算措置は暫定的な措置であり、区の認識も積算当初と現状に大幅な乖離が見られる。そのため、平成13年度からの3年間に当該目的で予算措置された金額について、合理的な理由がない限り、区がI園から返還処理させるべきであると考えられる。適切な対応をされたい。

【意見】

- (1) 上記積立預金等に関しては、将来の支出に備えて積み立てを行っているということであるが、将来、支出が発生する可能性及び確実性には疑義がある。また、積立預金の設定対象となる支出は、委託契約書に基づき、入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費でなければならず、現在設定されている積立預金の中にはこのような経費とは考えられないものが含まれている。

このような状況に対し、区が設定を実質的に容認しており、積立預金等の内容に関し具体的な検討を行っていないことについて、適正な対応が行われているとは言い難い。

現在、設定されている積立預金等について、今後の取扱いに関し当事者間での協議を行った上で、区への返還、翌年度委託金等の充当等の措置を講じるか否か検討を要する事項として以下の点が挙げられる。

人件費積立預金

設定根拠が不明であるため、当該積立預金の設定が妥当であるとは言い難い。

受託施設運営費調整金

人件費調整給分に関して、I園の人事制度の変更はI園独自の経営改善のための方策の1つである以上、その調整分は区からの委託金で賄われるべきものではない。また、人事制度の変更は、入所者及び利用者の処遇向上のために直接的な因果関係を有する支出とは考えられない。

運営経費補填分に関して、委託金額の予算積算に当たり、I園から予算積算額の資料を区へ提出し、協議を経た上で委託金額が決定されているため、予算積算額を大幅に下回る委託金額となることは想定できず、将来の不足額発生に伴う充当の可能性は乏しい。

介護保険制度改正対応費用

平成17年度中の資金不足に備え積み立てられたものであり、平

成 17 年度決算において積立目的は既に達成されているため、当該積立金額は取り崩しがされなければならない。

経営改善計画費

将来の経営改善のためのコンサルティング費用は、I 園独自の判断で行われるものであり、自主運営事業を含めた法人全体として経営改善に関するコンサルティング料は区からの委託金で賄われるべきものではない。

減価償却積立預金（減価償却積立金の分）

当該積立預金は、利用料金制度への移行後の固定資産物品の取替更新に備え設定したものであるということであるが、利用料金制度へ移行した際に既存の固定資産物品の区よりの購入要請があった場合ではあるが、その支払財源は留保されていない。そのため、設定順序としては購入要請があった場合の支払財源の確保が優先されるべきであり、その上で資金余剰があれば取替更新のための積み立てを行うべきである。しかし、利用料金制度に移行した際に購入要請が行われるか否かは現段階においては不確定であり、購入要請があることを前提にその財源を積立預金として留保することは確実性に欠ける。したがって、現段階においては減価償却積立預金として計上されている金額は、一旦区へ返還し、利用料金制度に移行する際に区が所有している固定資産物品の取扱いについて購入要請及びその財源確保の手段又は無償譲渡等についての協議を行うことが実態に即した取扱いであると考えられる。

積立預金等の取崩

積立預金等の設定対象となる支出が行われた場合には、当該積立預金等の取り崩しを行わなければならない。区としては、支出が行われたにもかかわらず、積立預金等の取り崩しが行われていない事実を認識した場合には、I 園に対し取り崩しを行うように指導する必要がある。

（２）今後の契約条項

委託金繰越金に係る現状の曖昧な取扱いは、委託契約書において委託金剰余金の取扱いが明確に規定されていないことにも起因する。

平成 18 年 4 月 1 日からは指定管理者制度に移行しているが、今後の協定においては次の点等を条項として織り込む必要があると考える。

委託金剰余金のうち、将来の入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てる金額は、特定の目的を明確にした上で積立金及び積立金に対応する積立預金として計上すること。

の積立金等の設定に当たり、区と協議した上で区の承認を受けた金額を積立金等として設定すること。

委託金剰余金が、区が承認に基づき積み立てた金額を上回る場合には、その超過額を区へ返還すること。

NO5 委託料の支払い方法について

【概況】

I園との特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンター管理運営委託契約書第6条第2項の委託料の支払いは、四半期ごとと定めている。第7条で区の委託料は、平成17年4月、7月、10月、平成18年1月のそれぞれ10日までに請求され15日以内つまり、年4回の前払いになっている。

表 月度別支払 (単位：千円)

	平成17年	平成17年	平成17年	平成18年
月	4月	7月	10月	1月
金額	1,551,876	886,786	1,330,180	665,090

施設管理運営に関する年度の資金繰りについて、特に作成していないとのことで、I園から資金繰り資料を入手できなかった(一部の施設の流動資産、流動負債の科目のみの部分月次試算表は入手)。

さらに、I園の日常の資金繰りは円滑で、理事会及び施設長会で問題にしたことはないとの事務方からの説明を得た。

(参考試算)

毎月の支出額は、必ずしも一定ではないが、利息相当分の概括を把握するため試算として仮に3ヶ月毎に受領する委託料の1/3ずつ毎月使用すると次のようになり、算定残額に例えば年1%(平成17年度地方債を参考)の金利で利息を単純算定すると(残額×金利×1ヶ月÷12ヶ月)毎月の利息試算額が算定される。

表 支出額・残額・利息明細 (単位：千円)

	支出額	残額	利息
平成17年4月	517,292	1,034,584	862
5月	517,292	517,292	431
6月	517,292		
7月	295,595	591,191	492
8月	295,595	295,596	246
9月	295,596		
10月	443,393	886,787	738
11月	443,393	443,394	369
12月	443,394		
平成18年1月	221,696	443,394	369
2月	221,696	221,698	184
3月	221,698		
合計	-		3,691

【意見】

区が、当該委託料の支払いを毎月とせず四半期ごと前払いとしている主な理由として、事務の簡素化を挙げている。具体的には、支出命令書の発行、決定及び収入役室での支出チェック、手続き頻度を少なくする等である。

しかし、事務簡素化は、内容によって判断すべきと考える。

上記の場合、金額の重要性、支払いの継続性等を考慮し、参考試算のような経過利息の件を加味すると、委託先の特別な理由等が存しない限り、区債を有している区の考え方として事務の簡素化で四半期ごと前払いの方法をではなく、毎月払いを指向すべきである。

さらに、一般的には、介護保険適用事業者（この場合区）が、介護報酬を国保連に請求する場合、介護報酬発生時月末締めで翌々月 20 日頃の入金であることも考慮されたい。

I 園に対してのみならず、金額的に重要な一定の基準を設け、当該基準以上の金額となる他の委託料の支払い方法（契約の名称は問わず）についても含めて検討されたい。

NO6 委託先法人の予算補正に係る区との協議等

【概況】

I園では、平成17年度の当初予算額に対し、第一次補正予算案（平成17年8月30日開催理事会承認）、第二次補正予算案（平成18年3月28日開催理事会承認）が理事会で承認され、予算の補正が行われている。

委託契約書第10条に次のような規定がある。

「2 乙は、法人の会計（施設毎の経理区分を設ける）の予算編成を行った後、速やかに予算書を甲に提出しなければならない。なお、乙は、予算編成を行うにあたって、事前に甲に協議しなければならない。

3 乙は、前項で編成した予算の大区分間で流用を要する場合には、事前に甲に協議しなければならない。」

平成17年度の第一次補正及び第二次補正のいずれに関しても、予算の補正に関する区との事前協議、補正予算書の区への提出は行われていなかった。

なお、平成17年度資金収支計算書上の経理区分間繰入金支出（収入）に関し、第二次補正予算において136,352千円の予算増額が行われたにもかかわらず、決算後実績額は、第二次補正後予算額を110,198千円超過している。この点に関し、予算補正を行ったにもかかわらず110,198千円の予算超過が生じているが、決算において想定以上の剰余金が発生したことを理由として第三次補正は行われておらず、区との協議も行われていなかった。

【監査の結果】

予算の補正を行うに当たっては、委託契約書第10条に基づき区との間で事前協議を行い、その後の理事会において補正予算案の承認を行い、承認された補正予算書を区へ提出する必要がある。これに対し、事前協議、補正予算書の提出等が行われていない事実を区が確認した時点において、I園に対し管理運営委託契約書に基づく事務手続の遂行を要請しなければならず、そのための管理体制を構築しなければならない。また、予算額を超える支出が行われている事実を確認した場合も同様に、区としての対応方法等に係る管理体制を構築する必要がある。

NO7 委託金の積算について

【概況】

I園への委託金額は、次の手順を経て積算される。

(1) 当初積算額の算出

業務委託費、賃借料、損害保険料、租税公課、水道光熱費、修繕費、器具什器費等以外の勘定科目について、次の手順で積算単価を算出する。

a 前々年度実績額から臨時的な支出金額を控除した金額を積算根拠実績数（職員配置数、入居者等定員）で除した金額を「決算平均単価数値」とする。

b 「決算平均単価数値」と前々年度の積算単価、前年度の積算単価及び対象年度の特異事項等を勘案し、対象年度の積算単価を決定する。

積算単価に積算根拠（職員配置数、入居者等定員）を乗じて、勘定科目毎の予算積算額を算出する。

業務委託費、賃借料等は前年度契約実績金額を予算積算額とする。

損害保険料、租税公課、水道光熱費等は前々年度決算実績額を予算積算額とする。

修繕費、器具什器費は、設備計画に基づく支出額を積算金額に含める。

(2) (1)により積算された金額に基づき、予算見積書を区へ提出する。

(3) 予算見積書の区での検討結果を受け、予算見積書の修正を行う。

平成17年度予算見積書における修正事項は次のとおりである。

積算単価の見直し

福利厚生費	80,000円	70,000円
研修費	7,000円	6,000円
修繕費	10,000円	50,000円
給食費	800円	790円
器具什器費	10,000円	15,000円

退職給与引当金の見直し（積算の取り止め）

(4) 予算見積書の再提出分に基づき、区では最終の受託金額を確定する。

平成17年度における特別養護老人ホームの業務委託費に関し、予算見積書再提出分では49,269千円であったものが、最終の受託金額の内訳表上は54,028千円となっていた。これは、特別養護老人ホームIの施設内の厨房工事に当たり約3ヶ月間、厨房が使用できなくなるため、特別養護老人ホームの厨房において調理したものを特別養護老人ホームIに配食を行うことに関し、給食委託費の追加積算が行われたもの

であるという説明を受けた。

【意見】

委託金額の積算に当たっての積算単価の使用について、積算単価ではその単価にどのような支出項目が具体的に含まれているか委託者である区としては確認することができない。また、前年度契約実績額等を使用した場合、I園としての翌年度の経費削減目標等が反映されず、積算額は増加する可能性があり、I園の経営努力の成果は委託金剰余金として留保されることとなる。現在の積算方法には種々の問題が存在しているが、区から積算単価自体の見直し等に係る指導等は行われていたものの、積算方法自体の見直し等に係る指導等の事実は確認できなかった。現行の積算単価の使用に関しては、平成15年度に本部調整金を削除したことに対し、緊急時の予算措置を予算化する手立てとして積算単価を導入した経緯があるという説明を受けた。しかし、緊急時の予算措置のみの理由で積算単価を使用することには疑義がある。

本来は、委託金額の積算は次のような手順を経て行われるべきであると考え

- (1) I園で、翌年度の事業計画を作成する。事業計画には、翌年度の修繕計画や物品等の購入計画を具体的に織り込む。
- (2) その事業計画に基づき、勘定科目毎、支出項目毎に積み上げ方式により翌年度予算の積算を行う。その際、経費削減等に係る努力目標を予算積算額に反映させるため、前年度実績額等に基づく予算の積算は行わない。具体的には、支出項目毎に予想単価に翌年度使用数量等を乗ずることにより積算を行う。
- (3) 区へ予算積算資料として、勘定科目毎に積算額を記載した予算積算書と勘定科目毎の支出項目毎の内訳を記載した予算内訳表を提出する。
- (4) 区では、提出された資料を精査し、内容の確認及び協議等を行う。
- (5) 最終の委託金額を決定する。

上記(4)に関しては現在も一部行われているが、結果としての委託金剰余金を多額に発生させないためには、今以上に予算積算に当たって区のリーダーシップが期待される。

また、会計年度終了後に実績額を支出項目毎に計算集計し、予算内訳表と比較することで当初積算額と実績額との予算差異に関し、単価差異や数量差異等の差異分析が可能となり、予算差異の原因分析を具体的にを行うことができる。そして、その内容に関し、区とI園とで協議を行うことにより、予算統制に関する区のリーダーシップを発揮することが可能となる。

NO 8 指定管理者制度への移行について

【概況】

平成 18 年 4 月 1 日からの指定管理者選定に関しては、平成 17 年度中に次の過程を経て選定が行われた。

- (1) 平成 17 年 6 月 2 日 指定管理者制度部内打合せ会（計画調整課、高齢福祉課、介護事業課、障害福祉課）
- (2) 平成 17 年 6 月 6 日 計画調整課長より高齢福祉課長、介護事業課長、障害福祉課長宛に「指定管理者制度移行にあたっての条例素案などの提出について（依頼）」事務連絡の送付。（条例素案等の提出期限 平成 17 年 6 月 30 日）
- (3) 平成 17 年 6 月 30 日 計画調整課より部内各課、選考会議委員予定者に「（仮称）指定管理者選考会議」について」の配布
- (4) 保健福祉部指定管理者選考会議設置要綱の制定（保福計発第 508 号、平成 17 年 7 月 7 日起案、平成 17 年 7 月 12 日決定）
- (5) 平成 17 年 7 月 15 日 保健福祉部指定管理者選考会議 第 1 回開催
 - ・ 「設置要綱」と「対象施設」の確認。
 - ・ 所管課からの「推薦する基本的な考え方」（現行受託法人に対する評価・利用者との信頼関係・適切な公募方法の難しさ等公募を行わない理由が明らかにされている）提案。
（特別養護老人ホーム等に関しては、資料としては配布されたものの「特別養護老人ホーム、・・・については、時間の関係もあり、本日説明できない。この分は資料をお読みいただき、疑問点、不足分を事務局にお寄せいただきたい。」と議事録に記載されていた。）
 - ・ 現在委託管理を契約している団体を「候補団体」とすることを確認。
 - ・ 各団体に対し、指定管理者となった際の事業計画案・経費案の提出を依頼。
- (6) 平成 17 年 7 月 22 日 指定管理者選考における資料提出に係る説明会の開催。その際に、大田区保健福祉部長より（保福計発第 587 号）各団体に対して「指定管理者選考における資料提出について（依頼）」の配布。（提出期限；平成 17 年 8 月 22 日）
 - （平成 17 年 8 月 22 日提出書類）
 - (1) 事業計画書
 - (2) 経費目論見書
 - (3) 第三者評価書（写）
 - (4) その他参考となる資料

なお、上記提出書類は、大田区立特別養護老人ホーム条例施行規則が、平成 17 年 9 月 30 日改正、平成 17 年 10 月 1 日施行であった

ため、同規則第9条と異なる部分がある。(これは、当該規則が平成17年9月30日改正、平成17年10月1日施行であったため、当該規則に従った取扱いを行っていないという説明があった。)

* 大田区特別養護老人ホーム条例施行規則に規定する提出書類

指定申請書

事業計画書

特別養護老人ホームの管理に関する収支予算書

当該法人の登記事項証明書

定款

過去2年分の社会福祉法第44条第2項に規定する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに同上第4項に規定する監事の意見を記載した書面の写し

その他区長が必要と認める書類

(7) 平成17年8月23日付 I園より大田区保健福祉部長宛に「指定管理者選考における資料提出について」の提出。

(8) 平成17年8月25日 保健福祉部指定管理者選考会議 第2回開催

- ・ 所管課からの「推薦する基本的な考え方」に対する補充意見の審議。
- ・ 候補団体から提出された事業計画案・経費案の審議
- ・ 団体からの事業計画案・経費案に対する要望点の提出をする申し合わせ。

(9) 平成17年9月29日 大田区議会にて「大田区立特別養護老人ホーム条例」の改正が可決。平成17年10月1日施行

(10) 平成17年10月5日 I園より「指定管理者制度候補に伴う介護施設の部門別事業計画」の提出

(11) 平成17年10月21日起案、平成17年11月1日決定 保福計発第1007号「山王高齢者センター、特別養護老人ホーム、知的障害者援護施設などの指定管理者の選定手続きについて」保健福祉部内稟議。

(12) 平成17年11月1日 保健福祉部指定管理者選考会議 第3回開催

- ・ 評価項目、評価ポイント、評価基準の確認
- ・ 評価作業
- ・ 候補団体の選定承認

選考会議第3回の開催が当初の第3回の開催予定時期9月下旬に対し大幅に遅れた理由は、第2回の会議を受けて、各事業課で各団体に不明点、考えを深めて欲しい旨、要望点等を伝え、協議を行い、その後に事業計画案の骨子を作成し、一次評定を行ったためであるという

説明があった。

(13)平成 17 年 11 月 8 日 大田区長へ保健福祉部指定管理者選考会議報告書の提出

(14)平成 17 年 12 月 9 日 大田区議会 原案可決(第 141 号議案)

(15)平成 17 年 12 月 15 日 大田区告示第 604 号(指定通知、告示)

【監査の結果及び意見】[(2)は、監査の結果、(1)及び(3)は、意見]

(1) 今回の指定管理者の選考に係る検討は、条例改正前より開始されている。そのため、選定手続の一部については、現在施行されている条例の下でなされていなかった。候補団体に依頼した資料が、改正後条例に規定されている資料と異なっている部分については、適切な時期に不足資料の提出依頼等を行い、完備されたい。

(2) 指定管理者の選考方法で公募としない理由は「推薦する基本的な考え方」の中で明らかにされており、「推薦する基本的な考え方」の確定により公募しないことが確定するものと考えられる。特別養護老人ホームの「推薦する基本的な考え方」に係る指定管理者選考会議での審議状況としては、議事録を閲覧する限り、【概況】(5)(8)のような状況であった。議事録の記載内容から判断し、特別養護老人ホーム等の「推薦する基本的な考え方」は、平成 17 年 8 月 25 日の第 2 回選考会議以降に確定したのと考えられる。

しかし、特別養護老人ホームの候補団体への指定管理者選考における資料提出に係る説明会は、「推薦する基本的な考え方」が確定する前の平成 17 年 7 月 22 日に開催されている。これは、候補団体への説明が、公募しない理由が確定する前に行われたことを意味する。本来、候補団体への説明会等は、公募としないことが決定された上で行われるべきものであり、このような観点から、今回の取扱いについては、手続上の不備があったと解される。

この点に関し、担当課としては、「推薦する基本的な考え方」について、議事録上いつの日に確定したかを示す明確な記録がないものの、選考会議中での審議過程において出席者からの同意は得られたとの認識から選考手続を遂行した。最終的な確定は、平成 17 年 11 月 8 日の区長への保健福祉部指定管理者選考会議報告書の提出によると考えている。また、今回の特別養護老人ホームに係る指定管理者制度の移行については、平成 18 年 4 月より指定管理者制度に移行することが望ましいのではないかとして、区は、既に指定管理者制度に移行した他の前例実績に基づき、指定管理者告示後協定締結までの期間として 3 ヶ月間を見込み、平成 17 年度内に事務手続を急ぎ遂行した。そのため、文書による記録を残すべき事項について全て記録が残っている状

況にあるとは言い難い。」という説明を受けた。

これらの状況に関し、止むを得ない状況であった点について一定の理解を示せるものの、特に、公募しない理由を明らかにされている「推薦する基本的な考え方」の確定については、選考手続上も重要な手続でもあること、条例改正前に手続を遂行しなければならなかった状況を勘案し、選考会議の席上、議案として承認を行い、その事実を議事録に記録として明確に記載すると共にその後に候補団体への説明を行うべきであったと考える。

(3) さらに、担当課によると「「推薦する基本的な考え方」の作成に当たり、保健福祉部内打合せ会に於いて、選考会議の判断基準について及び現委託先を指定管理者にする考え方について、そのまま一括指定と採られる発言もあったが、部局内での打合せの中では、分割指定するという提案も行われていた。しかし、最終的には、公募ではなく従来からの委託経過等安定した施設運営を図る観点から、既存委託先を指定することを選定して作成を行った」とのことであった。

5年後に再び、指定管理者の選考が行われるが、その際は、一括指定ではなく分割指定も視野に入れた柔軟な検討及び所定の基準に準拠した選考を行い、福祉サービスの低下にならないよう配慮しつつ、競争原理に基づく活性化を行っていくことが望ましい。

NO9 特別養護老人ホームたまがわの歯科診療室の有効利用について

【概況】

平成12年3月保健福祉部推進課作成の「特別養護老人ホームたまがわ併設たまがわ高齢者在宅サービスセンター管理運営覚書(メモ改訂版)」によると、当施設の歯科診療室は、大田区と区内の歯科医師会との協議により、将来、特別養護老人ホーム等の入所者以外の区民の受け入れを行う施設(診療室)に改修することになっているが、現在は、特別養護老人ホームの入所者のみの利用となっている。

歯科診療室に隣接の機能訓練室も、当初、将来の歯科の待合室のために設けられたものという施設側からの説明があった。

歯科治療ユニットも他の特養が1台に対し特養たまがわは、2台あり、X線機械室もあり設備がより充実している。ただし、建物完成当時の工事関係の見積書等により当時の歯科室の建設コストを把握しようとしたが、当該資料は、建物完成後5年を経過しているため、区としては、廃棄したとのことで把握できなかった。

各区立特別養護老人ホームのI園が行った「歯科診療室の状況について」の回答書によると次の通りである。

表 施設別の延べ利用者・面積・備品等

施設 定員	17年度延べ利用者 (人)	面積 (㎡)	その他備品等 (千円)
羽田 月2回 100名(特養)	192	4.00	2,870
池上 月3回 100名	314	11.40	3,981
大森 月2回 80名	270	19.45	5,685
蒲田 月2回 100名	324	14.90	6,376
糀谷 月2回 100名	315	16.40	6,586
たまがわ月4回 200名	733	100.00	11,573

(添付資料 2 写真 参照)

【意見】

上記表より、治療日が施設によって月2回の治療、但し、隔週もあり均一ではないので人数の比較は、単純ではない。しかし、特養たまがわの平成17年延べ利用者数は、毎週1回治療なので、延べ733名であるが、他の施設のように仮に月2回に換算すると366名となり特養蒲田を12%上回るに過ぎない。

先述の平成12年3月保健福祉部施設課作成の「特別養護老人ホームたまがわ併設たまがわ高齢者在宅サービスセンター管理運営覚書(メモ)改訂版」に関しては、記載されている将来の入居者以外の区民の受け入れについて、その後特に当該受け入れのための改修を行っていない経緯等も明確に入手できなかった。

よって、現実として設備面で、歯科治療ユニットが2台であること、X線装置専用室があること、面積が他の5倍以上となっていること等により、区民のニーズの変化等他の考慮すべき諸条件も加える必要があるが、平成12年当初の計画を参考にし、特養たまがわ入居者のみでなく今後増加傾向にある地域の高齢者のうち、車椅子が必要な方等一定の条件の下での当該歯科室の利用を検討する等、より有効な歯科室活用が望まれる。

また、工事関係の書類につき、今後の大規模修繕等に備え、今後担当課にて、その予算概要が必要になること等もあり、一般的な建物の耐用年数等から考えても一律5年間保存というより、その資料の必要性を検討し、文書管理規程との整合性も考慮しつつ、個別判断することも考察されたい。

さらに、補助金の交付を受けて設置された施設であることから補助金の使途内容を明らかにする書類の保存についても、施設完成後使用経過を把握する必要あるいは途中で用途変更の必要などが生じる可能性があり、施設設置後5年で廃棄という点については保存期間が短すぎる感があり検討されたい。

NO10 委託料の妥当性について

【概況】

1. 費消実績との比較

平成17年度の区の委託料とI園の委託料実績報告書と比較すると、次のとおりである。

表 委託料と実績比較 (単位：百万円)

	合計			
	委託料(1)	実績(2)	(2)-(1)	費消率(2)/(1)
特養	2854	2701	-153	95%
短期	319	342	23	107%
通所	1262	1172	-90	93%
合計	4435	4215	-220	95%

人件費・事務費・事業費別の内訳は次のとおりである。

表 人件費・事務費・事業費の委託料と実績比較 (単位：百万円)

	人件費			
	委託料(1)	実績(2)	(2)-(1)	費消率
特養	1882	1727	-155	92%
短期	221	227	6	103%
通所	805	728	-77	90%
合計	2908	2682	-226	92%
	事務費			
	委託料(1)	実績(2)	(2)-(1)	費消率
特養	459	477	18	104%
短期	57	60	3	105%
通所	384	307	-77	80%
合計	900	844	-56	94%
	事業費			
	委託料(1)	実績(2)	(2)-(1)	費消率
特養	513	497	-16	97%
短期	41	55	14	134%
通所	72	137	65	190%
合計	626	689	63	110%

2. 介護報酬との比較

区は、区立各施設の管理運営（平成 18 年度からは管理代行）を 園等に委託し対価として委託料を支払うとともに、介護報酬を受領している。区が園に支払っている委託料と事業者として受領する介護報酬を比較すると次のとおりである。

表 平成 17 年度、I 園委託分、（単位：百万円）

	委託料	介護報酬	差額
施設	2,854	2,549	305
短期	319	326	- 7
通所	1,262	1,305	- 43
合計	4,435	4,180	255

【意見】

1. 費消実績との比較

合計の費消率は 95% であるが、特養 95%、短期 107%、通所 93% とサービズ別に見ると費消率のブレが大きい。

費目別にみると全体での余剰が 220 百万円に対し人件費の余剰が 226 百万円と、人件費の委託料・実績の違いが全体の差額とほぼ同額になっている。

人件費については、平成 15～16 年度の実績がそれぞれ 2,789 百万円、2,717 百万円と減少傾向にあったのに対し、平成 17 年度委託料は 2,908 百万円と増額されたが、実績は従来の減少傾向のとおり 2,682 百万円に留まっている。I 園の努力にもよっていると考えられるが、過去の傾向や人事政策をより分析して人件費の委託料を査定する必要がある。また、事業費では通所の費消率が 190%、短期が 134% と大幅に委託料をオーバーした費消が行われており、委託料の算定における検討が十分とはいえない。

この結果は、委託料算定のプロセスに影響される部分が大いと考えられる。

2. 介護報酬との比較

委託料 4,435 百万円は、介護報酬 4,180 百万円を 255 百万円上回る。一般の介護保険事業者は介護報酬で経営しているが、委託料は介護報酬を上回った水準にある。また、独立行政法人福祉医療機構“特別養護老人ホームの経営分析参考指標”（平成 16 年度版）によれば、事業活動収入に対し減価償却費が 3.6%、支払利息が 0.9% を占めているが、I 園は区の建物等固定資産を使用しているため、区の行政財産である建物の建築コスト等については、将来的な負担はないと考えられる。

従って、委託料の算出に当たっては一般の介護保険事業者との比較をも

って精査する必要がある。

一方、利用料金制度（参考参照）の採用という考え方もある。

上記のとおり、平成 18 年度から指定管理者制度がスタートし、I 園等には管理代行を委託することになったが、従来同様、区は委託料を支払うとともに、介護保険事業者として介護報酬を得ている。

利用料金制度は、現行の委託料方式に内在する次のような問題点について、解消できる部分がある。

介護保険では、保険料負担と介護給付の対応関係が明確であり、保険料負担に対する利用者の理解が得やすいが、委託料方式では委託料次第で介護給付の水準が左右されることから、保険料負担と介護給付の対応関係が不明確になる。

運営経費が委託料として保証されるため、安定したサービスの提供が期待できる反面、受託者の経営改善努力が進みにくい。

区が介護保険事業者として事業についての責任を負うが、サービスを提供する施設の運営について十分な指導体制を整えにくい。

区では、利用料金制度の導入を検討はしているが、早期に実現を図るべきである。

この利用料金制度では、原則として指定管理者が介護保険事業者になることから、施設運営基準の遵守責任なども明確になる。区立施設としての適切な指導監督は別途判断すべき問題ではあるが、整理すべき課題を解決し、早急に利用料金制度を指向すべきである。

【参考】

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項（利用料金制度）

地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）

1．～ 7．略

8．普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

NO11 I園に対する無償貸付について

【概況】

区は、「特別養護老人ホーム池上」が所在する建物をI園と区分所有している。土地は、すべて区の所有地である。行政目的に供している財産であり、I園を地方自治法第238条の4第2項及び同法施行令第169条表一の八の「公共的団体」該当するとし、行政財産のまま土地の無償貸付を行っている。

所在	地目	地積（公簿）
大田区仲池上二丁目 678 番 1、679 番 1,680 番 2	宅地	6867.36 m ²

なお、用途は区立施設及び自主事業（I園本部を含む）の施設の敷地として使用されている。

【意見】

I園については、大田区は、特別養護老人ホームの管理運営を委託しているが、委託料の積算時についても、無償貸与に係る土地について合理的に算定した賃料を考慮していない。他の社会福祉法人については、有償貸与している場合もある。検討されたい。

NO12 I園計上の受託収入と区の委託料の整合性

【概況】

I園は特養・短期・通所の施設毎に委託契約書上の委託料とは異なる独自の予算（委託料）を定め、この数値に基づき施設毎の事業活動収支内訳書の“受託収入委託料”を計上している（資金収支内訳書も同じ）。事業活動収支内訳書（I園委託料に関わる予算値を計上）と委託契約書の委託料を比較すると下表のとおり。

表 事業活動収支内訳書（I園委託料に関わる予算値を計上）と委託契約書の委託料の比較（単位：円）

	特養			
	事業活動収支内訳書（1）	委託契約書（2）	（1）-（2）	（1）/（2）
羽田	402,632,000	390,698,089	11,933,911	103%
池上	454,282,000	455,863,657	-1,581,657	100%
大森	345,495,000	348,928,274	-3,433,274	99%
蒲田	407,828,000	421,106,943	-13,278,943	97%
糀谷	433,159,000	428,325,082	4,833,918	101%
たまがわ	806,309,000	808,740,620	-2,431,620	100%
合計	2,849,705,000	2,853,662,665	-3,957,665	100%
	短期			
	事業活動収支内訳書（3）	委託契約書（4）	（3）-（4）	（3）/（4）
羽田	28,272,000	25,596,380	2,675,620	110%
池上	29,201,000	28,468,517	732,483	103%
大森	29,046,000	29,071,084	-25,084	100%
蒲田	45,018,000	43,094,786	1,923,214	104%
糀谷	54,734,000	55,139,190	-405,190	99%
たまがわ	139,875,000	137,306,414	2,568,586	102%
合計	326,146,000	318,676,371	7,469,629	102%
	通所			
	事業活動収支内訳書（5）	委託契約書（6）	（5）-（6）	（5）/（6）
羽田	116,107,000	123,052,390	-6,945,390	94%
池上	113,047,000	105,838,055	7,208,945	107%
大森	128,590,000	133,143,348	-4,553,348	97%
蒲田	148,522,000	146,827,156	1,694,844	101%
糀谷	134,384,000	140,874,902	-6,490,902	95%
たまがわ	87,868,000	88,664,705	-796,705	99%

南馬込	106,008,000	113,290,377	-7,282,377	94%
田園調布	99,148,000	105,549,245	-6,401,245	94%
徳持	113,354,000	112,669,993	684,007	101%
下丸子	106,618,000	109,300,775	-2,682,775	98%
矢口	82,297,000	82,380,758	-83,758	100%
合計	1,235,943,000	1,261,591,704	-25,648,704	98%
特養・短期・通所合計			22,136,740	

【監査の結果】

委託契約書上の委託料とI園独自の予算（委託料）の違いは最大で10%あり、委託契約書上の委託料の一部は本部保留分として本部に計上されている。

そして、委託契約書上の委託料はI園独自の予算を特養・短期・通所合計で約22百万円上回っており、法人全体の剰余金の源泉になっている。

“大田区立特別養護老人ホーム（介護福祉施設サービス・短期入所生活介護）及び高齢者在宅サービスセンター（通所介護）管理運営委託契約書”第10条第2項によれば、I園は予算編成を行うに当たっては、事前に区と協議しなければならないが、本協議が有効に行われているとは判断しがたい。

また、同管理運営委託契約書第10条第4項で提出を求められている事業活動収支内訳書・資金収支計算書の委託料が受託契約書の委託料と異なることに対し、区はその原因を把握し、施設毎の必要額をより正確に契約に反映させなければならない。

【参考】

大田区立特別養護老人ホーム（介護福祉施設サービス・短期入所生活介護）及び高齢者在宅サービスセンター（通所介護）管理運営委託契約書

第10条（会計事務処理等）

2．乙（社会福祉法人I園、以下同じ）は、法人の会計（施設毎の経理区分を設ける）の予算編成を行った後、速やかに予算書を甲（大田区、以下同じ）に提出しなければならない。なお、乙は、予算編成を行うにあたって、事前に甲に協議しなければならない。

4．乙は、第2項の法人の会計に係る決算書及び関係書類を契約期間満了後30日以内に、甲に提出しなければならない。

NO13 区立介護保険施設のサービスの提供とその対価の流れについて

【概況】

区は、区立の6ヶ所の特別養護老人ホームと12ヶ所の高齢者在宅サービスセンター（以下各施設という）を設置し、その管理を社会福祉法人I園及び社会福祉法人T会に委託している。委託方法は平成17年度までは管理委託方式、平成18年度からは指定管理者方式である。

区は、介護保険事業者として指定を受け介護サービスを提供するが、実際の運営は各社会福祉法人に委託している。そして運営の対価として毎年各社会福祉法人に委託料を支払うとともに、介護保険事業者として提供した介護サービスの対価（介護報酬（注））を受領している。

介護報酬は、概ね被保険者の自己負担部分と東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）からの給付部分からとなっているが、その流れは次のとおりである。

（注）介護報酬とは、事業者が介護サービスを提供した場合、サービスの対価として受け取る報酬のことである。

（1）被保険者の自己負担部分

被保険者は介護サービスを受けると、介護報酬のうち原則として1割を負担する。（大田区の各条例（注）によれば、この負担金を使用料と記載していることから本稿では“使用料”と記載する。）使用料は各施設（各社会福祉法人）で受領され、各施設から区に納付される。

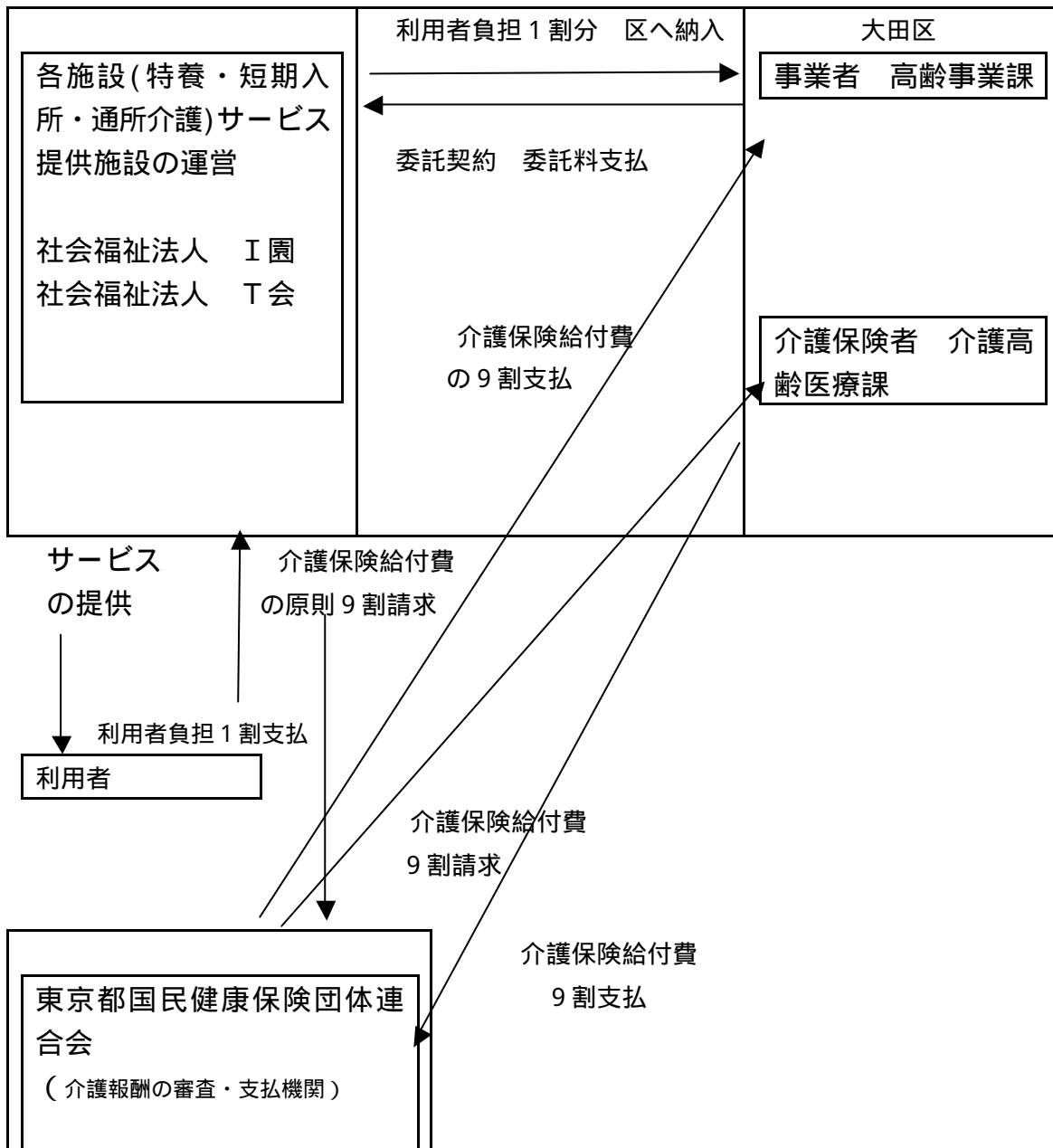
（注）大田区立特別養護老人ホーム条例・大田区立高齢者在宅サービスセンター条例

（2）国保連からの給付部分

介護保険では原則として介護報酬の9割が保険給付される。各社会福祉法人は委託業務の一環として、介護報酬の審査・支払い機関である国保連へ保険給付の請求書を送付し、国保連は審査のうえ、介護保険事業者としての区に介護報酬を支払う。一方、区は介護保険の保険者でもあり、国保連は支払った介護報酬を区から回収する。

これを、具体的に簡略化すると以下の図のようになる。

図 介護保険給付費と委託料のフロー



NO14 介護報酬請求の網羅性について

【概況】

区立介護保険施設で提供するサービスは、介護福祉施設サービス（以下特養という）、短期入所生活介護（以下短期という）、通所介護（以下通所という）である。

短期及び通所については、各施設から国保連に対する介護報酬請求は、国保連で、ケアプラン作成機関である居宅介護支援事業者からの居宅介護サービス計画費の請求と照合されることからその網羅性は原則として担保されていると考えられる。

特養・短期・通所とも提供したサービスに基づき給付費明細書を作成し、これに基づき介護報酬の請求が行われていることから、国保連への請求が網羅されていれば基本的には使用料の請求も行われると判断される。

【意見】

特養については、国保連に網羅性チェック機能がないため、他のサービス以上に慎重な点検が要求される。施設では組織的にダブルチェックを行っているとのことであるが、点検の過程が記録として残っていない。

月初入所者数に当該月の新規入所者数や入院中の者等を加減して調整した要請求書作成者数と実際の国保連への請求書作成数を照合し、差異がある場合は利用者負担段階の変更や生活保護者インプット遅れなどその原因を管理シートに記載し、ダブルチェックを行ったうえ、点検記録として保管しておくことが望ましい。

NO15 保険給付・使用料請求のイレギュラーケース対応について

【概況】

- (1) 保険給付は、各施設が国保連へ請求を行い、国保連の審査後事業者である区が支払いを受ける。ここでは、施設が請求を行ったが国保連での審査で保留とされ“請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表”に記載されたイレギュラーケースについて事後処理が適正に行われたかチェックした。
- (2) 区では、国保連からの介護報酬の入金に基づき収入を計上しているとともに、使用料については年度末に園等からの報告に基づき未収金(未納金)を計上している。

【監査の結果】

- (1) サンプルとした23件をチェックした。うち8件(使用料の請求漏れ等4件、国保連への請求漏れ2件、その他2件)については事後処理が不適切である。
 - a. 事務処理全般が担当者に任されており、管理職の関与が不十分である。今回対象としたイレギュラーケースも含め、担当者の処理を管理職が継続的にフォローする体制が必要である。
 - b. 利用者の生年月日が誤っていたため、国保連から確認を求められたケースが2件あった。生年月日は基本となる情報であり、基本情報をインプットする精度の向上が必要である。
 - c. 上記のうち1件は平成15年の国保連への請求が誤っており、その修正が平成17年に行われたが、その際必要であった使用料の修正が未済のケースである。他にも処理が遅れているケースがあり、迅速な処理に向け組織的なチェック体制が必要である。
- (2) 上記(1)で指摘した施設での事後処理が不適切なケースについて、区でチェックする体制がなくそのまま放置され、区の収入として計上されていない場合がある。区は施設と連携して上記のようなイレギュラーケースについての対応方法を決め、区が処理状況をフォローしていくことが必要である。

NO16 利用者負担段階の確認・生活困難者に対する利用者負担額軽減措置事業の対象者の確認について

【概況】

低所得者の負担が過度に重くならないように、介護保険制度においては、いわゆる利用料については、高額介護サービス費・特定入所者介護サービス費の制度があり、また介護保険制度外で生活困難者に対する利用者負担額軽減措置事業があり、低所得者の利用料負担が減額される。

【意見】

特定入所者介護サービス費の負担限度額の認定申請書確認欄に生活保護情報・福祉年金情報について有・無記入欄があるが、3件について記載漏れになっている。

また、介護高齢医療課では2名以上でのチェックを行っているとのことであるが、ダブルチェックを行っている証跡はない。

重要な点検結果の記載漏れをなくすとともに、ダブルチェックを行った証跡を残し、責任関係を明確にすべきである。

NO17 生活困難者に対する利用者負担額軽減措置事業の適用について

【概況】

平成 17 年 10 月に介護保険制度改正時に本制度も対象者の範囲を改正したが、当該改正時に更新した利用者 81 名のうち、区立特別養護老人ホームの入所者は次のとおりである。

表 特養別定員・利用者数・利用割合

特養名	定員(人)	利用者数(人)	利用者割合
羽田	100	0	0.0%
池上	100	1	1.0%
大森	80	3	3.8%
蒲田	100	1	1.0%
糀谷	100	2	2.0%
たまがわ	200	15	7.5%
合計	680	22	3.2%

【意見】

上記のとおり、施設によって利用者数は大きく異なる。本制度は対象者による申請によって利用可能となるが、特養入居者は施設からの情報提供によって本制度の利用を判断するものと考えられる。ただし本人の情報については個人情報保護の観点からも取り扱いに十分注意されなくてはならないことから、区と協力のうえ、本制度の事務が慎重で円滑に行われるための工夫をされたい。

NO18 使用料の未収金（未納金）対応について

【概況】

使用料は、各施設がサービス利用者に請求書を発行し原則として口座引落あるいは振込によって徴収している。

平成18年3月末現在の施設別の未収金は次のとおりである。

表 使用料未収金明細 (単位:円)

	特養			短期		
	金額	定員	1名当たり	金額	定員	1名当たり
羽田	1,727,400	100	17,274	156,047	8	19,506
池上	872,296	100	8,723	233,572	8	29,197
大森	220,162	80	2,752	81,113	8	10,139
蒲田	125,837	100	1,258	83,423	12	6,952
糀谷	609,132	100	6,091	407,856	15	27,190
たまがわ	458,568	200	2,293	1,457,172	40	36,429
合計	4,013,395	680	5,902	2,419,183	91	26,584
	通所					
	金額	定員	1名当たり			
羽田	339,776	50	6,796			
池上	504,129	50	10,083			
大森	216,655	50	4,333			
蒲田	298,343	65	4,590			
糀谷	293,807	65	4,520			
たまがわ	23,780	30	793			
南馬込	118,048	45	2,623			
田園調布	309,185	45	6,871			
徳持	476,574	45	10,591			
下丸子	0	45	0			
矢口	472,632	30	15,754			
合計	3,052,929	520	5,871			

(注) 通所の“大森本町”については、資料での確認が取れないため省略した。

上記のとおり、定員1名当たり未収金残高は施設によって大きく異なる。

特養については定員1名当たり1,258円～17,274円、短期については同様に6,952円～36,429円、通所0円～15,754円とばらつきが大きい。

【意見】

未収金は、個別の事例で各施設別に多寡がでることにはあるが、区は各施設の未収金の管理のレベルをより向上させることにより、低位の水準にするように指導力を発揮すべきである。

施設では平成 17 年度から管理体制の整備に取り組んでいるが、未収金の請求は現場の担当者・管理職に委ねられており、未収期間や利用者の状況に応じてどのような対応をするか等を指示する統一的なマニュアルが全般的に作成されていない。また、特養については、施設の預かり金制度で利用者から預かる預金等から使用料の支払いを受けて未収金の発生を低位に抑えているケースもあるが、預かり金制度そのものの取扱いも慎重に検討されるべきである。

区が各施設と一体となってそれぞれの役割を定め対応する仕組みを構築する必要がある。

NO19 平成17年度の使用料の納入通知について

【概況】

区とI園との間の“大田区立特別養護老人ホーム（介護福祉施設サービス・短期入所生活介護）及び高齢者在宅サービスセンター（通所介護）管理運営委託契約書（以下管理運営委託契約書という）”第2条第1項第5号によれば、“使用料の収納に関する事務”がI園に委託されており、第3条により具体的に収納事務の内容が規定されている。収納事務は調定及び納入通知のあった区の収入を受け入れる行為で、調定及び納入通知は区で行う必要がある。

【監査の結果】

納入通知は請求書の役割を担うものであるが、従来から使用料の計算・利用者への請求はI園の担当者が実施しており、区が行うべき納入通知は行われていないと判断される。

平成18年度は収納事務委託から徴収事務委託に変更された（大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する基本契約書第4条第1項6号）。徴収は、歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為であり、平成18年度からはI園の請求が納入通知と認められることになるが、平成17年度は納入通知が欠けており、区の債権としては適法に確定されてはいない状態と考えられる（平成16年度以前も同じ）。

【参考】

大田区立特別養護老人ホーム（介護福祉施設サービス・短期入所生活介護）及び高齢者在宅サービスセンター（通所介護）管理運営委託契約書

第2条（委託事務）

甲（大田区、以下同じ）は、特養老人ホームの管理運営に関する次に掲げる事項を乙（社会福祉法人I園、以下同じ）に委託し、乙はこれを受託する。

（1）～（4）略

（5）使用料の収納に関する事務

第3条（収納事務）

乙は、条例及び同条例施行規則に定めのある使用料等を入所者及び利用者から収納し、甲の発行する納付書により納期までに払い込まなければならない。

2．乙は、甲が交付した収納事務受託者である旨の証書を、入所者及び利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

3．乙は、入所者及び利用者の使用料の収納状況を、サービス提供を行った日の属する毎翌々月15日までに報告しなければならない。

4．乙は、使用料等に関する帳票類を、契約期間満了後5年間保存しなければならない。

大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理

代行に関する基本契約書

第4条（管理代行の範囲）

甲は、特養条例第10条の規定に基づき、次の掲げる業務を乙に管理代行させるものとする。

（1）～（5）略

（6）使用料の徴収に関すること

平成18年度大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する協定書

第6条（徴収事務）

乙は、大田区立特別養護老人ホーム条例及び同条例施行規則、大田区立高齢者在宅サービスセンター条例及び同条例施行規則に定める使用料を1か月毎に集計し、サービスを提供した月の翌月末日を期限として入所者及び利用者に請求しこれを徴収する。

2．入所者及び利用者から徴収した使用料は、甲の発行する納付書により納期限までに甲に払い込まなければならない。

3．乙は、甲が交付した徴収事務受託者である旨の証書を掲示し、徴収事務を行わなければならない。

4．本徴収事務において使用料の未納となる入所者及び利用者があった場合、乙は第9条に基づき甲にすみやかに報告するとともに、甲と協力のうえ徴収するよう努めなければならない。

5．乙は、使用料等に関する帳票類を、本協定に基づく管理代行期間満了後5年間保存しなければならない。

NO20 平成12年度から平成16年度の未収金（未納金）の処理について

【概況】

平成12年度～16年度にI園でサービスを提供し利用者等から徴収すべき使用料のうち、長期にわたって未収となっていた2,672,379円を平成17年度末にI園が区に支払い、平成17年度の未収金残高がその額だけ減少している。

表 未収金年度別内訳

(単位：円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
特養	175,970	349,699	330,726	0	29,528	885,923
短期	336,765	164,386	200,622	58,828	70,083	830,684
通所	206,095	144,765	182,835	236,520	120,257	890,472
生きがい通所	54,800	10,500	0	0	0	65,300
合計	773,630	669,350	714,183	295,348	219,868	2,672,379

【監査の結果】

区の使用料徴収に関する会計事務処理においては、調定に基づく納入通知書の発行が原則であるが、対象となった平成12年度～16年度の使用料未収金は区が行うべき納入通知書が納入義務者に発行されていない。

平成12年度に介護保険サービスに移行した結果、毎月の利用者負担額がサービス量によって変動し、また利用者負担額の確定が、サービス提供月の翌月になるという使用料としては、特異な形態となった。

このため、使用料の受け入れの原則であった、サービス利用前の歳入調定及び納入通知書の発行が不可能となり、迅速かつ円滑な収納事務を行う観点から、I園に収納事務委託し、区として事後調定によりI園から収納金を受け入れてきたことによる。

但し、I園は調定及び納入通知があった区の収入を受け入れる収納事務委託者に過ぎず使用料未収金を肩代わりする立場にはない。

I園から入金がなされたことにつき、区はI園からの支払申出書及び“介護報酬に基づく利用者負担金（平成12年度～平成16年度）の収納について”との文書で処理しているが、未収入金処理に関する区とI園との役割分担について、十分な協議に基づいた明確な体制づくりがなされていなかったことに起因していると考えられる。十分な協議による体制等を構築されたい。

【参考】

地方自治法第 231 条（歳入の収入の方法）

普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

大田区会計事務規則第 22 条

歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて所属年度、納入、納期又は納付期限及び納付場所を調査決定（以下「調定」という）しなければならない。

2 項以下略

NO21 使用料等の区への納付状況について

【概況】

“ 大田区立特別養護老人ホーム条例施行規則第4条は短期入所者から食材料実費として1泊について780円、“ 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則第5条第1項は通所介護者から食材料実費として1食について440円徴収する旨規定している。(平成17年9月末日まで。平成17年10月1日以降は介護保険制度の改正で食材料費実費の徴収制度は廃止された。)

なお、平成18年4月1日からの制度改正により、実費の分については食費に含まれて利用者から徴収されることとなった。この分については区に支払われており、I園は給食費についても従来どおり給食業者に支払う(平成18年3月31日までは当該支払いについて、I園への委託料積算には入っていなかったためI園では、剰余金の一部をあてて処理し、18年度からは委託料積算に含めて処理しているため、区から応分の収入を委託料として得ていることになる)こととなった。

【監査の結果】

各施設は当該金額を利用者から収入しているが、区に支払われておらず、施設の収入として処理されている。区の見解は、“各施設が収納した食材料費を区が歳入しても、その分は区からの委託料に上積みされ、結局施設に全額戻ることになっていた。このような金銭の流れを簡略化し、利用した人数分だけの食材料費を業者に渡すようにするため、区の歳入とせず、収納した食材料費を施設から直接給食業者に支払っていた”とするものである。

しかし、施行規則で定めた処理を実務的な理由から平成17年9月末日までの制度による食材料実費について適用しないということは適切ではない。施行規則に厳格に適用すべきである。

なお、平成 17 年度の食材料実費は次のとおりであり、平成 16 年度も同様の処理が行われている。(I 園では、“その他の利用料収入”として計上されている。)

表 平成 17 年度食材料費実費 (単位：円)

	短期	通所	合計
羽田	1,154,220	3,264,070	4,418,290
池上	949,260	2,783,686	3,732,946
大森	1,415,145	3,596,878	5,012,023
蒲田	1,446,630	3,478,190	4,924,820
糀谷	1,757,505	3,703,610	5,461,115
たまがわ	4,032,600	1,912,620	5,945,220
南馬込		2,635,070	2,635,070
田園調布		1,798,230	1,798,230
徳持		2,364,300	2,364,300
下丸子		2,955,300	2,955,300
矢口		1,251,340	1,251,340
大森本町		2,654,080	2,654,080
区立計		10,755,360	32,397,374

【参考】

大田区立特別養護老人ホーム条例施行規則(平成 17 年 3 月 31 日第 76 号)

第 4 条(使用料等)

条例第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に該当する者が、特別養護老人ホームに入所した場合は、当該該当する者から、条例第 4 条第 1 項第 5 号に定める額のほか、食材料実費として 1 泊につき 780 円を徴収する。

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則”(平成 17 年 3 月 31 日第 77 号)

第 5 条(使用料等)

条例第 3 条第 2 号及び第 3 号に該当する者が、高齢者在宅サービスセンターに通所した場合は、当該該当する者から、条例第 5 条第 1 項第 2 号に定める額のほか、食材料実費として 1 食につき 440 円を徴収する。

NO22 介護サービス契約書について

【概況】

入所者・利用者との権利義務等は、特養・短期・通所別に介護福祉施設契約書・短期入所生活介護契約書・通所介護契約書が締結され、定められている。

契約書及び添付される重要事項説明書（以下契約書等という）の雛形は本部で作成し、各施設が施設の概要等個別の情報を記入し施設毎の契約書を作成している。

契約書等の雛形は、全国社会福祉協議会の作成した“介護サービス契約書”モデルをベースとしている。

本モデルは、民間の介護保険事業者が直接サービスを提供する場合を想定して作成されているが、区立施設は平成17年度までは管理委託、平成18年度からは指定管理の制度を採用しており、サービス提供形態が異なる。従って契約書等はモデルの表現に変更を加えているが、次の問題点がある。以下、現在の特養入居者を対象とする池上の介護福祉施設契約書について記載する。（短期・通所の契約書も同様である。）

【意見】

本契約書は、入居者と“大田区立特別養護老人ホーム指定管理者 I園 大田区立特別養護老人ホーム池上施設長（以下、「施設」といいます。）”が当事者となって締結されている。本表現では入居者の相手となる当事者は、大田区であるのかI園であるか判然としない。

第6条（サービス利用料金の支払い）は次のとおり規定している。

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 施設は、ご契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、ご契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において、ご契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 略
- 3 前項の他、ご契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（標準的なおむつ代を除く）を施設に支払うものとします。
- 4・5 略

第6条1は介護保険給付の支払いを規定しており、ここでの“施設”は大田区を意味する。一方第6条3は理美容サービス等が対象になると考えられ、ここでの“施設”はI園を意味している。本契約では一方の当事者として“施設”との表現が頻繁に使用されている。例えば第11条以下は損害賠償責任を

規定しているが、損害賠償の当事者としての“施設”が大田区であるかI園であるか判然としないなど契約内容の明瞭性に疑義が生じる事柄については再検討されたい。

特に指定管理者制度への変更が行われたことによる契約文言の内容について注意されたい。

なお、契約書のみならず重要事項説明書についても同様に検討されたい。

NO23 介護保険の基準外サービスの受領について

【概況】

介護福祉施設契約書第4条では介護保険の基準外サービスを定め、I園は理美容サービス等を提供することを規定しており、第6条3項は入居者がその実費をI園に支払うべきことを規定している。

一方、大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する基本契約書第7条4項はI園が、区が別に定める以外の金品を徴収することを禁じている。

【監査の結果】

現在、区では介護福祉施設契約書第6条第3項に規定する実費徴収を認める規定がないことから、この徴収は基本契約書第7条4項に反している。区で適切な規程を作成する等対応すべきである。

【参考】

介護福祉施設契約書

第4条（介護保険の基準外サービス）

1 施設は、ご契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 ご契約者に対する理美容サービス
- 二 施設が定める教養娯楽活動の提供、レクリエーション、行事
- 三 その他重要事項説明書に定めるもの

2 前項のサービスについて、その利用料金はご契約者が負担するものとします。

第6条（サービス利用料金の支払い）

1～2略

3 前項の他、ご契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（標準的なおむつ代を除く）を施設に支払うものとします。

大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する基本協定書

第7条（遵守事項）

4 乙（I園）は、条例及び施行規則で規定する使用料並びに甲が別に定める以外の金品を、入所者又は利用者並びにその家族等から徴収してはならない。

NO24 各サービスの利用水準について

【概況】

平成17年度の各施設別の利用率（定員に対する利用者の割合）は次のとおりである。

表 平成17年度各施設利用率

	特養	短期	通所
羽田	98.4%	117.8%	90.6%
池上	97.4%	95.8%	78.2%
大森	96.7%	107.5%	84.6%
蒲田	97.3%	105.4%	74.1%
糀谷	96.0%	94.4%	77.6%
たまがわ	97.7%	80.1%	89.2%
南馬込			79.3%
田園調布			57.6%
徳持			71.4%
下丸子			95.1%
矢口			58.7%
大森本町			69.0%
区立計	97.3%	92.9%	77.3%
好日苑	(注)	112.1%	
鶴亀ホーム	98.6%	123.4%	
大田翔裕園	98.3%	95.4%	82.6%
いずみえん	98.4%	114.5%	(注)
上池台			69.7%
やぐち南			83.9%
民立計	98.4%	111.0%	78.4%
合計	97.7%	100.0%	77.5%

(注) 平成16年度から平成17年度にかけて設備が増加し、利用率が大きく変化しているため対象から除外した。

【意見】

上記各サービスのうち、通所は区内のサービス供給能力が十分にあり待機者は殆どないが、特養・短期は定員に対し利用申し込みが大幅に上回っている状況が続いている。

従って、特養・短期については利用率を高め、できるだけ多くの利用希望者の要望に応える必要がある。この点から区立施設と民立施設を比較すると特養については利用率に大きな差はないが、短期については区立の利用率は民立に比較して低い水準に留まっている。特に定員の一番大きい“たまがわ”の利用率が一番低い状況にあり、短期利用者受入れに対しての課題を整理し、利用希望者の期待に応えるように受け入れ態勢を整備するよう指導されたい。

NO25 福祉サービス第三者評価に係る補助金について

【概況】

福祉サービス第三者評価とは、福祉サービス利用者、その家族、福祉サービスの調整にあたる者等のサービスの選択及び福祉サービス提供事業者のサービスの質の向上への取組を促進するため、事業者及び利用者以外の第三者の評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することをいう。(大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱(以下 実施要綱という))

そして、大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱(以下交付要綱という)によって、事業者が福祉サービス第三者評価を受審する際に、受審に要する経費の一部を補助している。

平成17年度は、区立特養系施設、区立在宅系施設を対象に合計でI園へ225万円、T会へ15万円の補助金が交付されている。

【監査の結果】

交付要綱“2 補助対象事業”によれば、「補助対象となる事業は、……福祉サービス第三者評価受審事業とする。」としている。

そして、福祉サービス第三者評価とは、「事業者及び利用者以外の第三者の評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することをいう。(実施要綱2 定義)」であり、事業者とは、「福祉サービス提供事業者」を指している(実施要綱1 目的)。

従って、本補助金の対象は、福祉サービス提供事業者が第三者の評価機関と契約を締結することが必要である。

区立特養系施設・区立在宅系施設は区が福祉サービス提供事業者として責任を負っており(参考参照)、I園・T会は区から管理受託者(平成18年度は指定管理者)として運営を受託している立場であり、区立施設については福祉サービス提供事業者には該当しない。従ってI園・T会への補助金交付は、区が福祉サービス提供事業者であるという解釈を前提にする以上、実施要綱・交付要綱の要件に該当しないことになる。

なお、本件は要綱による補助金支出の妥当性のみを対象としており、福祉サービス第三者評価自体の適否を対象とするものではない。

【参考】

“いわゆる「公設民営」等の取扱いについて”(平成 11 年 7 月 27 日厚生省老人保健福祉局介護保険制度
施行準備室長事務連絡)

1 「公設民営」の取扱いについて

(3) しかしながら、地方公共団体が介護サービス提供施設を設置し、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託として、当該介護サービス提供施設の運営を民間法人に委託するときは、一般には当該地方公共団体の責任において事業を実施するものと解されることから指定の申請をすべき者は当該地方公共団体であること。(この場合においては、当該地方公共団体は、人員、設備及び運営に関する基準の遵守に関する責任を負う者として、介護サービス提供施設の運営の委託に関する契約等に基づき、民間法人に対して必要な指導を行う等の所要の措置を講じなければならない。)

大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、福祉サービス利用者、その家族、福祉サービスの調整にあたる者等のサービスの選択及び福祉サービス提供事業者(以下「事業者」という。)のサービスの質の向上への取組を促進するため、福祉サービス第三者評価を受審(評価機関による評価を受けること。以下同じ。)する事業者を支援し、その評価に関する情報を区民にわかりやすく提供することにより、第三者評価制度を広く普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図り、区民の福祉の向上に資することを目的とする。

2 定義

福祉サービス第三者評価とは、事業者及び利用者以外の第三者の評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することをいう。

大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱

2 補助対象事業

補助対象となる事業は、実施要綱第 3 項に定める事業内容に基づいて行われる福祉サービス第三者評価受審事業とする。

NO26 介護施設の人員、設備、運営に関する基準の遵守状況について

【概況】

介護保険法では、特養・短期・通所それぞれについて、施設の人員、設備、運営に関する基準を定め、指定事業者はこの基準を遵守することを求め、この基準が満たされない場合には都道府県知事は指定を取り消すことができる。

区は、指定事業者として、区立の6ヶ所の特別養護老人ホームと12ヶ所の高齢者在宅サービスセンター（以下各施設という）を設置し、その管理を社会福祉法人I園及び社会福祉法人T会に委託している。

このような場合、区が人員、設備、運営に関する基準の遵守に関する責任を負うものとして、各法人に対して必要な指導を行う等の所要の措置を講じなければならない。（前記“25．福祉サービス第三者評価に係る補助金”（注）参照）

【意見】

区は現在人員の基準については、毎月の特別養護老人ホーム職員異動状況報告等により確認しているが、設備及び運営に関する基準については、東京都の実地指導に合わせてチェックしているのみである。

東京都は指定事業者を検査する権限があり、その一環として指定事業者を指導し、区は指定事業者として委託法人の基準遵守状況をチェックし、独自に必要な指導を適宜行わなければならない。

NO27 介護サービス情報の公表について

【概況】

平成18年度から介護保険法に基づき“介護サービス情報の公表”制度がスタートした。“介護サービス情報の公表”制度は、介護サービス事業者に毎年1回、事業所に関するサービス内容等の各種の情報の公表を義務付け、事実確認の調査を経て、インターネット等で公表する仕組みである。

区立施設ではI園等が公表内容を作成し、区はインターネット上で確認する仕組みになっている。

【意見】

(1) 特養池上・特養たまがわの公表内容について以下のとおり適切でない点がある。

(特養池上)

“4. 介護サービスの内容に関する事項”“介護サービスの入所者等の提供実績”のうち“入所者の平均年齢”“入所者の男女別人数”記載誤り。

(たまがわ)

“3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項”“従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等”のうち医師・看護職員等の“経験年数欄”記載漏れ。

“4. 介護サービスの内容に関する事項”“昨年度の入所者の平均的な入所期間”記載誤り。

“4. 介護サービスの内容に関する事項”“介護サービスを提供する施設、設備等の状況”“居室の状況”特養入居者の個室は20室程度で、公表されている個室40は実態とは異なる。

“4. 介護サービスの内容に関する事項”“介護サービスを提供する施設、設備等の状況”“居室の状況”床面積の表示が曖昧。

(2) 介護保険法において“介護サービス情報の公表”を行うことは事業者の義務として定められている。区は事業者として正確で分かりやすい公表内容を目指して、I園等とより緊密に連携する必要がある。

NO28 I園の本部経理区分における支払経費の支出財源

【概況】

平成13年度以降のI園の本部経理区分における収支状況を要約すると次のとおりである。

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費	47,220	34,301	44,167	78,144	84,824
事務費	62,088	27,732	32,615	55,136	78,544
小計	109,308	62,034	76,783	133,281	163,368
大田区補助金	89,075	33,146	31,811	36,083	35,050
寄附金	350	200	160	400	7,900
雑収入等	1,870	950	8,344	8,085	9,048
本部分担金	0	0	13,265	11,280	11,280
人件費振替(*)	0	0	0	0	36,002
小計	91,295	34,296	53,580	55,848	99,280
差引 (-)	18,013	27,737	23,202	77,432	64,087

(*) 単独通所事業に係る事務を行った本部事務員の人件費振替金額

上表における差引は、本部経理区分支出経費の支出財源不足額に相当する。

不足額に対して、平成17年度においては他の経理区分から本部経理区分へ純額207,587千円の繰入が行われていた。本部経理区分への繰入に関して、I園の決算附属明細表・経理区分間資金移動明細表によれば、移動した経費の種類が受託収入である合計金額は254,372千円、運用収入である合計金額は1,443千円であった。なお、自主財源運営事業経理区分から本部経理区分へ繰り入れられた金額は0であった。すなわち、本部経理区分の支出財源不足額は、区からの委託金を財源とする繰入金254,372千円により賄われていたことを意味する。

平成16年度以前も平成17年度と同様の状況にあり、上表差引の平成13年度から平成17年度までの累計額210,472千円は、本部経理区分の支出財源不足額を区からの委託金で賄った金額の合計額に相当する。

【意見】

平成 13 年度から平成 17 年度までの間の本部経理区分の支出財源不足額 210,472 千円は、受託事業経理区分から本部経理区分へ繰り入れにより賄われていた。これは、大田区立特別養護老人ホーム（介護福祉施設サービス・短期入所生活介護）及び高齢者在宅サービスセンター（通所介護）管理運営委託契約書（以下、「委託契約書」という。）第 6 条第 5 項「乙（Ⅰ園）は、委託料を適正に管理し、委託事務以外に使用してはならない。」に抵触すると考える。

この点に関し、区の委託金額積算上は、本部経費は積算対象とされていないが、本部として全体を統括するために必要な経費が存在するであろうという認識から、区も充当を容認してきた経緯があるが、本部経理区分のどの経費に充当されているかという具体的な調査、検討は十分に行われていないという説明を受けた。

仮に、区からの委託金額に全体を統括するための本部経費が含まれているという認識であれば、委託金額の積算上も考慮すべきということになる。しかし、現状は当初の積算においては本部経費を考慮せず、結果として、本部経費が確定した時点で委託金からの本部経費充当額が確定している。この点から判断し、当初の委託金積算は概算額ベースで行われているといわざるを得ず、概算額ベースでの支払に対しては、年度末での精算を行う必要が生じる。

精算を行わない場合であっても、委託金額の用途に関する具体的な調査及び検討等を行う必要があるが、この点に関する記録が存在しておらず、区としての事実認識、把握した事実への対応、協議過程、承認の有無等の状況を確認することができなかった。

園は、委託者である区に対し委託金を委託事業に適切に使用したことに係る報告責任を負い、区はその報告内容が事実に即して適正なものであるか否かを検討し、必要に応じて是正を要請する等の指導監督責任を負う。特に、本部経理区分においては、区は経常経費補助金を交付しているが、その補助金の不足額を補填する形式で委託金を使用したことについて、補助金と委託金では歳出財源が異なるため、両者を明確に区分し、それぞれの補助金の交付目的、委託金の支出目的に基づいた適正な支出を行うように指導監督を行わなければならない。特に、会計年度終了後に実績報告書が提出された後、その内容を精査し、様々な分析を行うことが重要であり、具体的にどのような指導監督等を行ったか確認できるように文書等による記録の整備を行うことが望ましい。

NO29 I園に対する業務のI園での再委託について

【概況】

運営委託契約書第15条1項で、「I園は、委託事務において、次に掲げる業務を除き、その全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

- (1) 施設及び設備の保守に係る業務
- (2) 警備に関する業務
- (3) 調理に関する業務
- (4) 送迎に関する業務
- (5) その他甲乙協議により必要と認められた業務」

また、第15条2項で、「I園は、第1項(3)に定める業務を再委託する場合、再委託業者に大田区の施設、附属設備及び物品等を使用させることができる。この場合において、I園は再委託業者と物品貸与契約を締結するものとする。」とされている。

1) 物品貸与契約にかかる問題点

I園は、再委託業者と、物品貸与契約としては、締結はしていないし、区でも確認していない。

業務委託契約書の中でも貸与条項のない施設がある。

特別養護老人ホーム	業務委託契約書
特養	第14条 甲、乙協議の上、甲は乙に対して甲の食事施設の使用及び別記・仕様書の食事施設を貸与するものとし、乙は甲に対し、貸与された食事設備について借用証明書を提出する。なお、貸与された食事施設は、良好な管理の下に使用しなければならない。
特養	第5条 甲は、乙が調理業務等を行うために必要な施設、設備及び物品を貸与物とする。 2 乙は、第1項の規定により甲から貸与を受けた施設設備及び物品を善良な管理者の注意を持って管理し使用しなければならない。 3 甲は、第1項規定により乙に貸与した施設、設備、物品について、乙から修理等の申し出があったときは、調査した上で必要な修理等を行うものとする。但し乙の責めに帰すべき事由によって修理等の必要が生じたときは、乙は甲の承諾を得て修理等を行うものとする。

特養	
特養	<p>第6条</p> <p>甲は、本業務遂行にあたり、下記の施設・設備・食器・備品（以下「諸設備」）を無償にて乙に貸与し、乙は善良な管理者として愛護的に取扱い、その破損的防止に努めるものとする。</p> <p>（1）厨房施設及び設備、食器、備品</p> <p>（2）栄養事務室</p> <p>（3）休憩室、トイレ</p> <p>（4）その他</p> <p>2 乙が重大なる過失又は、不当な事由により、諸設備を滅失破損したときは、乙は甲にその旨を直ちに通知し、賠償の責を負うものとする。</p>
特養	なし
特養	なし

運営委託契約書の第15条2項の契約条項についての認識が欠如している特養がある。

業務委託契約書上の借用証明書の受領がなされていない（特養 ）。

【監査の結果又は意見】〔 は、監査の結果、 、 、 は、意見〕

運営委託契約書の物品貸与契約書を区として、どのような方式で締結すべきと考えているか適時I園に指導するとともに、実態としての物品貸与契約がなされているのかについて確認すべきである。

I園において、物品貸与条項がない施設の契約については、早急に変更契約を締結すべきである。

I園の本部部門については、区との運営委託契約で、各施設に係る条項については、適時に周知徹底すべきである。

業務委託契約書の条項が確実に遵守されるようにI園において担当者は上長者の承認、報告するよう指導されたい。

NO30 I園の契約に係る規程について

【概況】

I園における一般競争入札、指名競争入札、随意契約に関する規程は、次のとおりである。

「第29条（一般競争入札）

契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ契約する事項の予定価格を定め、入札に付する事項、入札執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項、並びに契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより、一般競争入札に付さなければならない。

第30条（指名競争入札）

前条の規定にかかわらず、一般競争入札に付す必要がない場合又は一般競争に付すことが適当でないと認められる合理的な理由がある場合には、指名競争入札に付すことができる。

2 前項に定める合理的な理由がある場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により、入札に加わるべきものの数が、一般競争入札に付す必要がないと認められる程度に少数である場合。
- (3) 契約の性質目的により、一般競争入札に付すことが不利と認められる場合

3 第1項の規程にかかわらず、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例に定める政令」第3項第1項に規定する自治大臣が定める区分により、自治大臣が定める額以上の契約については、一般競争入札に付さなければならない。」とされている。

第31条（随意契約）

前2条の規定にかかわらず、競争入札に付すことが適当でないと認められる合理的な理由がある場合には、随意契約によることができるものとする。

2 前項に定める合理的な理由がある場合とは、売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額を超えない場合とする。」とされている。

	契約の種類	予定価格
1	工事又は製造の請負	250万円
2	食料品、物品等の買入れ	160万円
3	前各号に掲げるもの以外	100万円

I園の規程によれば、随意契約は、契約の種類に応じた予定価格を超えない場合のみ、契約できる規程となっている。

【監査の結果】

現状の規程は、随意契約の適用の解釈に疑義が生じる可能性が高い。合理的な理由について、工事の種類による金額基準のみではなく、実態を考慮して合理的な理由を検討されたい。

なお、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日 社援施第6号課長通知)によれば、随意契約とする合理的な理由として、以下のものが挙げられている。

契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

緊急の必要により競争入札に付することができない場合

競争入札にすることが不利と認められる場合

時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みにある場合

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合

落札者が契約を締結しない場合

NO31 I園の業務委託費（再委託の業務委託費）について

【概況】

平成17年度のI園の業務委託費は、合計で652,443千円（特養で358,986千円、短期で46,492千円、通所219,965千円）となっている。大田区の委託料4,435百万円に占める割合も14.7%と大きい。

（単位：千円）

	特養	短期	通所
	358,986	46,492	219,965
主たる業務委託費			
警備(宿日直)	33,395	4,300	8,348
清掃	48,010	6,492	21,210
給食	183,315	23,746	28,304
送迎			134,890

（保健福祉部提出資料より）

業務委託費の内、主要な4業務の起案、審議、協議、決裁、契約方式、相手先の選定方法、委託理由、見積もり書の入手等の観点から、主として6特養について質問に対する回答を入手する方法によって検討した。また、送迎については、6特養の併設の高齢者在宅サービスセンターについて同様の方法によった。但し、特養池上、特養たまがわについては、必要に応じて契約の遵守状況を確認した。

1) 宿日直業務について

注)・6業者名と8相見積もりの下の業者名は、同じことを意味する。

(例特養 はA社が1位で業者となったことを意味する)

・8相見積もりの下の会社の行の欄内の順位は、1位が一番低価格の見積もりを出したことを意味する。この順位は列の施設別で相見積もり業者の順位を意味する。

(例特養 はA社が1位、B社が3位、C社が2位を意味する)

表1 宿日直業務

	特養	特養	特養	特養	特養	特養
1 起案日	17.3.1	17.4.1	17.3.31	17.3.31	17.3.14	17.3.31
起案者						
決定権者						
理事長(3000 万以上)						
常務理事(500 万以上)						
施設長						
審議					なし	
協議			なし	なし		
2 決定	17.3.15	17.4.1	17.4.1	記入漏れ	17.3.16	17.4.1
3 期間	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31
4 契約予定金額						
5 支出科目	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費
6 業者名	G社	F社	F社	A社	D社	H社
7 所在地	文京区	大田区	大田区	新宿区	荒川区	大田区
8 契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
9 選定理由						
10 相見積もり	なし	なし	3社	3社	2社	なし
A社				1位		
B社				3位		
C社				2位		
D社					2位	
E社					1位	
F社			1位			
G社			2位			
H社			3位			

上記の表から次のことがわかる。

関係部門の審議がなされていない施設がある。

事務処理ミスのため、起案の決定日の記載がない施設がある。

相見積もりの入手がない施設がある。

特養 で見積り価格が他の業者より高かったために、契約できなかった業者G社、H社が、相見積もりがされなかったため、委託業者となっている施設がある（特養 、特養 ）。

相見積もりを取った施設も相見積もり先の件数が、2社、3社とばらばらである。また、入手先もすべてばらばらであるため、施設間の比較検討ができない。

見積り価格が、他社より高い業者が委託業者となっている（特養 ）。これは、清掃委託業務との複合契約をしているため、合算額で考えると、当該選定された業者の方が低価格となる。

【監査の結果又は意見】〔 、 、 は、監査の結果、 、 、 は、意見〕

関係部門の審議・協議について、明確な区分もなく、参加者にもばらつきがある。審議、協議の手続を明確にし、法人全体として統一した処理をすべきである。

起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするもので、必ず記載の有無をチェックされたい。

相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。

効率的な施設運営のためには、各施設の情報を一括管理する部門を明確にし、委託費削減の可能性を常に追求すべきである。

相見積もり書の入手件数も委託金額等により統一すべきである。

複合契約による契約にも合理性がある場合もある。複合契約の考えも、各施設が独自に実施するのではなく、施設全体として効率的な判断をすることにより、委託費の削減を迫及すべきである。

2) 清掃業務について

表2 清掃業務

	特養	特養	特養	特養	特養	特養
1 起案日	17.3.24	17.4.1	17.3.31	17.3.30	17.3.14	17.2.21
起案者						
決定権者						
理事長(3000 万以上)						
常務理事(500 万以上)						
施設長						
審議						
協議			なし	なし		
2 決定	17.3.28	17.4.1	記入漏れ	記入漏れ	17.3.16	17.4.1
3 期間	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31
4 契約予定金額						
5 支出科目	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費
6 業者名	A社	B社	B社	F社	社	K社
7 所在地	大田区	大田区	大田区	港区	荒川区	大田区
8 契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
9 選定理由						
10 相見積もり	なし	4社	なし	3社	2社	4社
A社						3位
B社		1位				
C社		3位				
D社		4位				
E社		2位				
F社				1位		
G社				2位		
H社				3位		
I社					1位	
J社					2位	4位
K社						1位
L社						2位
11 選定委員会	なし	あり	なし	なし	なし	なし

上記の表から次のことがわかる。

事務処理ミスのため、起案の決定日の記載がない施設がある。

相見積もりの入手がない施設がある。

特養 で見積もり価格が他の業者より高かったために、契約できなかった業者A社が、相見積もりがされなかったため、委託業者となっている施設がある（特養 ）。

相見積もりを取った施設も相見積もり先の件数が、2社から4社とばらばらである。また、入手先もすべてばらばらであるため、施設間の比較検討ができない。

選定委員会が特養 以外開催されていない。

【監査の結果又は意見】〔 、 、 は、監査の結果、 、 は、意見〕

起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするものですので、必ず記載の有無をチェックされたい。

相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。

効率的な施設運営のためには、各施設の情報を一括管理する部門を明確にし、委託費削減の可能性を常に追求すべきである。

相見積もり書の入手件数も委託金額等により統一すべきである。

選定委員会の位置づけを明確にし、開催の要否を明確にすべきである。

3) 給食業務について

表3 給食業務

	特養	特養	特養	特養	特養	特養
1 起案日	17.2.22	17.4.1	17.3.31	17.3.30	17.3.14	17.3.31
起案者						
決定権者						
理事長(3000 万以上)				決裁区分 誤認		
常務理事(500 万以上)						
施設長						
審議						
協議				なし		
2 決定	17.3.8	17.4.1	記入漏れ	記入漏れ	17.3.16	17.3.31
3 期間	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31
4 契約予定金額 (税込)注						
注)特養以外 のグループ契約 の施設もある						
5 支出科目	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費
6 業者名	A社	D社	E社	C社	E社	D社
7 所在地	渋谷区	港区	大田区	渋谷区	大田区	港区
8 契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
9 選定理由						
10 相見積もり	5社	3社	なし	3社	2社	3社
・仕様書	施設仕様	施設仕様	栄養士作成	回答無し	施設仕様	施設仕様
A社	1位	3位			2位	3位
B社	2位					
C社	3位	2位		1位		2位
D社	4位	1位				1位
E社	5位				1位	
F社				2位		
G社				3位		
11 選定委員会	有	有	なし	なし	なし	なし

上記の表から次のことがわかる。

金額 3,000 万円以上は、理事長決裁であるが、常務理事決裁となっている施設がある（特養 ）。

事務処理ミスのため、起案の決定日の記載がない施設がある。

相見積もりの入手がない施設がある。

相見積もりを取った施設も相見積もり先の件数が、2社から5社とばらばらである。

各施設相見積もりの結果、低価格で決定した業者が、当該施設では、見積もりで低価格を提示し他の業者にまさった業者が、当該他の業者に他の施設では、高価格のため、業者に選定されていない。

具体的には、特養 〇の業者A社は、特養 〇で低価格を提示したC社に特養 〇と特養 〇で高価格となっている。

選定委員会が特養 〇、特養 〇以外開催されていない。

【監査の結果又は意見】〔 〇、 〇、 〇、 〇は、監査の結果、 〇、 〇は、意見〕

決裁金額による決裁権者のチェックを徹底されたい。

起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするものなので、必ず記載の有無をチェックされたい。

相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。

相見積もり書の入手件数も委託金額等により統一すべきである。

効率的な施設運営のためには、各施設の情報を一括管理する部門を明確にし、委託費削減の可能性を常に追求すべきである。

結果として、A社、C社、D社、E社が各施設の1つ又は2つを受託しているが、各社の施設別の見積もり書を分析することにより、見積もり書の妥当性についてより精緻な分析を実施すべきである。

選定委員会の位置づけを明確にし、開催の要否を明確にすべきである。

4) 自動車管理業務

高齢者在宅サービスセンター(併設)

表4 自動車管理業務

	高在	高在	高在	高在	高在	高在
1 起案日	17.3.4	17.4.1	17.3.8	17.3.30	17.3.29	17.2.3
起案者						
決定権者						
理事長(3000 万以上)						理事長決裁
常務理事(500 万以上)						×
施設長						
審議						
協議				なし		
2 決定	17.3.10	17.4.1	記載漏れ	記載漏れ	17.3.30	17.2.4
3 期間	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31	17.4.1-18.3.31
4 契約予定金額						
台数	3	3	3	4	4	2
5 支出科目	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費	業務委託費
6 業者名	A社	A社	A社	D社	A社	B社
所在地	千代田	大阪市	大阪市	杉並区	千代田	大田区
8 契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
9 選定理由						
10 相見積もり	なし	なし	5社	3社	4社	4社
A社	1位	1位	1位		1位	
B社			4位		2位	1位
C社					3位	
D社			2位	1位	4位	2位
E社			3位			
F社			5位			4位
G社				2位		
H社						3位
I社				3位		

上記の表から次のことがわかる。

高在 だけ見れば、3,000 万円未満で常務理事決裁であるが、業者との契約額で見れば、3,000 万円以上となる。

事務処理ミスのため、起案の決定日の記載がない。

相見積もりの入手がない。

相見積もりを取った施設も相見積もり先の件数が、3 社から 5 社とばらばらである。高在 、高在 では、明らかに他の施設と同様の業者を相見積もりの業者にいれておけば当該業者は選定されない。

【監査の結果又は意見】〔 、 、 は、監査の結果、 は、意見〕

決裁権者を定める趣旨を考えれば、業者選定は 3,000 万円以上なので、理事長決裁事項である。

起案の決定日は、決裁者の責任を明確にするものですので、必ず記載の有無をチェックされたい。

相見積もり書等の入手等、経理規程に準拠した処理をすべきである。

施設として、合理的な基準に沿って、同一の基準で業者を選定すべきである。

NO32 物品の棚卸について

【概況】

運営委託契約書第4条3項で、「I園は、施設、附属設備及び備品について、善良な管理者の注意をもって、管理を行わなければならない。」とされている。

また、I園の経理規程44条で現物管理について、「固定資産の現物管理は、その所在する施設の長が行うものとする。」と規定され、また、経理規程50条の現在高報告で、

「会計責任者は、毎年度末現在における物品の保管現在高及び供用中の物品について、供用状況を調査、確認し、別表6様式2号による物品現在高報告書を作成し理事長に報告しなければならない。」と規定されている。

しかし、施設側においては、大田区からの受託物品については、棚卸を実施していない。

また、特養池上で、サンプリングで備品の特定を試みたが、施設の備品・消耗品に添付されている備品ラベルとは当初照合することができないものが散見された。これは、旧システムの備品番号を新システムの備品番号に変換することにより照合が可能となった。

【監査の結果】

大田区からの受託物品について、棚卸をしていないので台帳と現物に差異があってもわからない。I園所有の物品と同様に棚卸方法を検討の上施設別を実施すべきである。

NO33 区に対する物品の購入又は廃棄の報告について

【概況】

運営委託契約書第4条5項で、「I園は、購入価格2万円（消費税を含む）以上の物品の購入又は廃棄をしたときは、購入日の翌月10日までに、まとめて報告しなければならない」とされている。

1) 平成17年度購入物品の報告について

報告対象外のものが報告されている（特養糀谷 平成18年4月取得乾燥機 3件）。

購入日の翌月10日までの報告がなされていない（全特養）。

備品の報告洩れ（特養たまがわ 書類保管用の物置149,100円納品18.3.31）。

備品台帳が添付されていない（在宅羽田、在宅池上、在宅糀谷）。

【参考】備品等購入、廃棄に係る報告

特別養護老人ホーム	報告日	購入月（件数）	判定	理由
羽田	18.4.25	18.3（7）	×	翌月期限過ぎ
池上	18.4.25	17.5（1） 17.12（2） 18.1（2） 18.2（1）	×	一括報告期限過ぎ
大森	18.4.25	17.6（1） 18.1（1） 18.3（2）	×	一括報告期限過ぎ
蒲田				該当なし
糀谷	18.4.25	17.6（1） 17.7（1）	×	一括報告期限過ぎ * 18.4（3）取得分が記載されている。
たまがわ	18.4.25	17.4（1） 17.5（1） 17.7（2） 17.8（3） 17.10（1） 17.11（1）	×	一括報告期限過ぎ

		18.2(1) 18.3(12)		
高齢者在宅サービスセンター	報告日	購入月	判定	理由
羽田				提出なし
池上				提出なし
大森	18.4.25	18.3(1)	×	翌月期限過ぎ
蒲田				該当なし
糀谷				提出なし
たまがわ				該当なし
南馬込	18.4.25	17.7(1)	×	一括報告期限過ぎ
田園調布				該当なし
徳持				該当なし
下丸子	18.4.25	17.12(1)	×	一括報告期限過ぎ
矢口				該当無し

2) 平成17年度廃棄物品の報告について

廃棄年月日の記載が無い(全件)。

廃棄済みのものが申請されている(特養蒲田)。

備品番号なしのものが廃却されている(特養糀谷)。

廃棄備品台帳が添付されていない(特養大森、在宅羽田、在宅池上、在宅大森、在宅糀谷)。

【参考】備品等購入、廃棄に係る報告

特別養護老人ホーム	報告日	購入月	判定	理由
羽田	18.4.25	63.4	×	廃棄年月不明
池上	18.4.25	9.3 他 17件	×	廃棄年月不明
大森				提出なし
蒲田	18.4.25	7.2	×	車椅子(備品番号90030951から55)廃棄済み

糶谷	18 .4.25	8.3 他 5 件	×	備品番号のなしの乾燥機等(3件)が報告されている。
たまがわ				該当無し
高齢者在宅サービスセンター	報告日	購入月	判定	理由
羽田				提出なし
池上				提出なし
大森				提出なし
蒲田				該当なし
糶谷				提出なし
たまがわ	18 .4.25	12.3 (1)	×	廃却年月不明
南馬込	18 .4.25	15.10(1)	×	廃却年月不明
田園調布				該当なし
徳持				該当なし
下丸子				該当なし
矢口				該当なし

【監査の結果又は意見】〔 は、監査の結果、 、 、 、 、 、 は、意見〕

運営委託契約書第4条5項は、「I園は、購入価格2万円（消費税を含む）以上の物品の購入又は廃棄をしたときは、購入日又は廃棄の翌月10日までに、まとめて報告しなければならない」と文言を修正すべきである。

報告対象のものか否か各施設の担当者に周知徹底すべきである

購入日又は廃棄日の翌月10日までの報告を徹底すべきである。

備品番号なしのものについては、適宜理由を確認すべきである。

備品の報告洩れについて、他の施設においても同様の事例がないか確認されたい。

該当ない場合でも、備品台帳を添付されたい。他の施設では、該当なしと報告している。

廃棄台帳には、廃棄年月日の欄を設けられたい。

廃却済みのものが申請されている場合は、理由を適宜確認されたい。

NO34 小口現金管理及び立替金について

【概況】

経理規程 21 条 3 項で小口現金について、「出納職員が手許に保管できる小口現金の額は、10 万円までとする。」とされている。また、経理規程 24 条 1 項で金銭預金の確認として金銭預金の確認について、「出納職員は、入出金があった日の金銭残高を、金銭残高金種別表に記入し、当日の現金と照合しなければならない。」とされている。

特養たまがわにおいて、現金の出納状況を確認したところ、以下の事項が検出された。

小口現金出納帳の平成 18 年 10 月以降の現金実査時の 11 月 7 日までの記帳がなされていない。

平成 18 年 4 月以降金種残高合計表が作成されていない。

小口現金の手元有高は 100,000 円以下であるが、100,000 円を超える場合がある。これは、特養会計（限度額 10 万円）・在宅会計（限度額 5 万円）・在支会計（限度額 5 万円）としているためである。

簿外の現金が数万円ある。当該現金は、平成 12 年開設時に事務局から 50,000 円を預かったものとのこと。現状残高 26,859 円（平成 18 年 11 月 16 日現在）

（内訳）

通信用	8,204 円
通院用	8,655 円
ケアワーカー用	10,000 円（未精算分 2,840 円含む）
合計	26,859 円

50,000 円との差額は、23,141 円は、通信費等で支出済み

【監査の結果】

現金出納は、日々すべきものであるので、経理規程どおり、毎日現金残高と帳簿残高の一致を確認されたい。

小口現金の残高も 10 万円以下とすべきである。

各部門連携し、適切な処理をすべきである。簿外の現金については、出所についての確証は得ることができなかったが、調査の上適切に処理すべきである。

NO35 利用者預かり金等管理規程について

【概況】

特養たまがわにおいて、利用者預かり金等管理規程が平成18年4月1日以降一部改定されているが、内部の統制機能が後退している規程になっている。

(改定後) 3 預金管理のシステムの確認・報告

(2) 個人の収支状況は、毎月作成し、施設長に報告する。

(改定前) 3 預金管理のシステムの確認・報告

(3) 施設長は、養護課長、介護係長が処理した収支状況(小口現金)を、毎月末、利用者個人ごとに点検し検印を行う。

但し、実質的には、従来どおりの検印を実施している。

確認したところ、規程の改定時の単純なミスとのことであるとの説明を受けた。

【監査の結果】

規程を速やかに修正すべきである。また、規程改定時の確認を徹底されたい。

NO36 預かり金等の管理状況

【概況】

特養では入居者の所有する金銭等を入居者本人あるいは家族が管理できない場合があり、施設が預り、管理することが必要になる。

施設では、預かり金等の管理規程を設け規程に従い預かり金等を管理している。

金銭については、現金（日常費）の管理と預貯金の管理に分かれる。

【監査の結果】

特養Ⅰの“預かり金等取扱規程”に依れば、現金（日常費）は原則1万円までとし、これを超える場合は預貯金とすることとされているが（第8条）平成18年3月末では預かり金管理をしている14名中、9名が1万円を超える残高になっており、最高は856,276円である。多額の現金を預貯金とせず保管するのは、“預かり金等取扱規程”に違反している。特に856,276円が手許にあるケースでは、平成17年12月5日に預貯金から900,000円払い戻され現金管理に移され、逆に平成18年5月29日現金730,000円が預け入れられており、長期にわたって多額の現金が預け入れられずに保管されていた。

特養Ⅰでは、上記のほか平成15年11月27日には3,500,000円の定期預金が解約され家族に送金されているが、家族からの依頼文書等は保管されていない。本ケースのような多額の預金を払い戻し、家族に送金する場合は当然家族からの依頼状等を入手保管すべきである。

特養Ⅰの“預かり金等取扱規程”では、上記のようなケースでの対応は規定されていないが、金銭等の取扱は特に慎重を期する必要がある、かつイレギュラーな事態が発生しやすい環境にあることから、より精緻な規程に改める必要があると判断すべきである。

特養Ⅰと特養Ⅱでは預かり金の管理規程が異なる。区立施設として同様な対応を行うのが望ましいと判断されることから、区で統一したモデル規定を検討願いたい。

【参考】

特養Ⅰ 預り金等取扱規程

第8条（金銭預りの管理上の注意）

下記の原則に従い管理する。

（1）現金（日常費）--現金1万円以内とする。1万円以上についてはホーム指定の金融機関の通帳を作成し入金保管する。

（2）以下略

NO37 施設入居者立替金について

【概況】

特養 において、平成 18 年 3 月末現在の立替金として、施設入居者分として 300,000 円が計上されている。

内訳は、以下のとおりである。

医療費関係 立替金 206,425 円

現金 73,575 円

日常費関係 立替金 20,000 円

合計 300,000 円

また、日常費関係の立替金残高が 20,000 円となっているが、立替金の補助簿上の残高は 12,735 円である（最終記帳日平成 18 年 3 月 26 日）。

さらに、日常費の出納帳は、平成 18 年 4 月以降記帳されていない。

このように、立替金状況報告書の残高と補助簿の残高が一致していない。

また、平成 18 年 11 月 24 日に手元現金を実査したところ、理論値現金残高（ ）と実際残高に差異がある。

施設入居者立替金 A 300,000 円

医療費関係立替金 B 121,553 円

立替伝票集計 C 52,392 円

小計 D = (B + C) 173,945 円

理論値現金残高 E = A - D 126,055 円

実際残高 F 109,075 円

差額 G = A - B 16,980 円

理論値残高は、立替金残高及び手持立替伝票から推計したという意味である。

【監査の結果】

立替金状況報告書における日常費は、平成 18 年 3 月までは、手書きの帳簿管理によっており、平成 18 年 4 月以降は、手書きの管理もなされていない。医療費と同様にパソコンによるデータ管理をし、事務の効率化、正確性を確保すべきである。

また、平成 18 年 3 月の立替金状況報告書の日常費立替金についても、上長の承認がなされているが、承認は、補助簿等のデータを確認して実施すべきである。

理論値の現金残高と実際残高の差異についても、原因分析が必要である。

NO38 所有者が大田区の特別養護老人ホームの乗用自動車の保有状況及び保険の状況等について

【概況】

表 付保状況等の比較表

区分	特養	特養	特養	特養	特養	特養
所有台数	1台	2台	1台	1台	1台	3台
保険会社	A社	B社	B社	B社	C社	B社
契約内容						
対人	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
無保険者傷害	不担保	無制限	無制限	無制限	2億円	無制限
人身傷害	不担保	3000万円	3000万円	5000万円	5000万円	5000万円
対物賠償	1000万円	無制限	無制限	無制限	2000万円	無制限
塔乗車傷害	1000万円	1000万円	1000万円	1000万円	1000万円	不担保
運行記録簿						
承認欄	有	有	有	無	無	有
未記入欄	無	有	有	有	無	無
備品台帳	有	有	有	有	有	有

(I園本部作成を加工)

上記の表から次のことがわかる。

無保険者傷害、人身傷害、対物賠償、塔乗車傷害の内容に施設により差異がある。

保険加入会社が各施設で統一されていない。

運行記録に記載漏れがある施設がある。

【意見】

区が所有者であるので、区と協議の上、付保すべき内容を決定すべきである。同一用途に供しているのであれば、保険内容も車両価額に依存するものを除き同一とすべきである。

契約部門を本部とし、保険会社も統一することにより事務の効率化を図るべきである。

運行記録は、上長者の承認を得るとともに記載洩れなきようにすべきである。

NO39 ライフタワーの日常管理状況及び使用についての知識習得等について 【概況】

消防法あるいは、社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策の基準に基づき、区は、特養等に、建物と隣接している螺旋型の金属性避難用すべり台を設置している。この避難装置は、通称「ライフタワー」と呼ばれ、通常、建物の各階ベランダあるいは廊下に非常口として接して設置されており、すべり台の滑るところは、ローラーが連なっている形態等がある。

火災等災害時には、入居者、利用者が、ベランダに沿ってあるいは廊下から直接非常口に職員等の誘導により、避難されることになる。

その時点で当該避難装置を使用する場合は、あり得る。

各施設は、消防計画等を作成し、その中で、ある施設では、第3節火災予防措置等第15条 にライフタワー等避難口周辺の障害物撤去を定めている。

この「ライフタワー」の日常管理状況及び使用についての職員の知識の調査として、施設の管理運営を委託された法人が、平成18年11月6日現在で6特養の各フロアの責任者へアンケートを行った結果、6特養の回答者25名の大部分が、日常の管理状況に問題あり（老朽化、出口付近の雑草等）、使用についての知識不足、不安等があるとしている。

また、一部のシルバーピア（高齢者向け住宅）が、特養と併設されているところがあり、当該シルバーピアの相談員の方からも、使用についての知識不足や不安等がある事実を聴取した。

（ 添付資料1 写真 参照 ）

【監査の結果】

各施設では、消防訓練等も行われているが、現実として、上記「ライフタワー」へのアンケートによると、平常時に利用者が使用して外に出してしまう危険性あり、災害時に使用方法を職員が知らない、災害時の入居者利用者及び誘導の仕方の確認不足（当該「ライフタワー」をどういう場合に使用するのかも含む）等の意見が散見され、この状況から判断すると、使用を間違えば思わぬ事故も考えられる。

各施設の消防計画等に定めている「ライフタワー」の利用環境整備及び平常時の施錠点検、災害時「ライフタワー」を使用する場合の使用の仕方等知識習得、職員の高齢者誘導の仕方などを徹底するよう指導されたい。

NO40 機器等の点検関連と報告について

【概況】

(1) 自家用電気工作物の点検と報告

自家用電気工作物の点検については、保安管理業務に関する委託契約書に大田区長(甲)とK法人(乙)との間で締結している一方で、契約締結に施設の管理運営受託法人が押印している。事実上の再委託となっている。当該契約書によれば、必要に応じて乙は、甲に報告をしなければならないとの記載あり。

平成17年10月2日の点検報告書によると急ぎとして次の3か所の改修要請があったが、管理運営受託法人の対処は、平成18年1月4日の点検時の報告にも記載されていることからなされていない。また、改修の必要のないものであるというような明確な判断もされていない。

厨房1F使用機器の接地線が未施工(S通り2号、DAIREI冷3、DAIREI冷2)あり(急区分)。

(2) 機器の点検等

機器の点検についてサービス契約を施設の管理運営受託法人とU社と締結し、再委託をしている。開設以来の信頼ということで、随意契約である。

見積平成17年2月18日の総括書による点検費用は、以下のとおりである。

1. 特養の分	金額(税抜)(単位:円)
特養の機器点検	590,000
特養の総合点検	750,000
2. シルバーピアの分	
機器点検	20,000
総合点検	30,000
1と2の合計	1,390,000

契約内容で負担を分割せず、シルバーピアの分も特養で負担している。

この処理については、受託法人側は「特別養護老人ホーム併設高齢者在宅サービスセンター管理運営覚書(メモ)改訂版」1の庁舎管理についての7番「その他、庁舎管理に付随すると思われる事項について」の「(1)基本的な考え方 庁舎管理に付随すると思われる事項については、当施設で対応する。」に従っているとしている。

当該施設管理運営受託法人の稟議書の契約金額は、1,543,500円であり、上記1,390,000円を税込みにした契約金額1,459,500円に84,000円の差異が見られた。

照会の結果、この差異の原因は、契約前の金額で起案書を作成したこと、実際の契約金額が 84,000 円減となったこと、再度起案書の訂正をしなかったことによる事務上の誤りとのことであった。

また、U社への支払いについて、一部シルバーピアの分 31,500 円が、通常の支払い時期から遅れてしまった。

施設関係の管理等を定めたものとして、平成 12 年 3 月保健福祉部施設課作成の「特別養護老人ホームたまがわ併設高齢者在宅サービスセンター管理運営覚書（メモ）改訂版」を使用しているが、当該覚書メモの見直しはされていない。

【意見】

（１）自家用電気工作物の点検と報告について

当該点検費用は、委託料の範囲であることから、当該契約は、再委託契約であり、契約書に記載された契約当事者は、当該施設管理運営受託法人とK法人であると解される。契約を慎重にされるよう指導されたい。

さらに、たとえ契約当事者を変更した場合でも当該点検の区への状況報告が必要と思われる。

（２）機器の点検等について

見積書において、たまがわの分とシルバーピアの分の区分がなされている等区分が明確な費用については、委託料に含めず各々の事務事業に対応するよう検討されたい。

契約及び起案事務、さらに支払いについての事務の流れを改めてチェックされるよう指導されたい。

たまがわの施設関係の管理等を定めたものとして、他に正式な文書が存しない以上、平成 12 年 3 月保険福祉部施設課作成の「特別養護老人ホームたまがわ併設たまがわ高齢者在宅サービスセンター管理運営覚書（メモ）改訂版」を実際使用されていると解される。

しかし、当該文書について、担当部局では、現在決定文書としての位置づけが不明であり記録として参考にすることは、可能であるが、当該文書を基準に管理していないので見直す作業は、していないとの事である。

このような複数の施設が併設されている場合、明確な管理基準の作成及び見直しが必要と思料する。

NO41 災害対策としての避難訓練等について

【概況】

平成18年度法人現況報告書、施設管理運営受託法人の平成18年度施設調査書によると、災害対策としての避難訓練等の平成17年度実施状況（特養6カ所）は次の通りである。

表 特養別避難訓練参加職員数

	A	B	C*	D	E	F
平均職員数	42名	42名	36名	45名	46名	85名
実施月						
4月					4名	
5月					3名	9名
6月					8名	9名
7月	18名				4名	9名
8月	15名				3名	11名
9月		14名			16名	11名
10月	5名				3名	11名
11月		10名	27名*		2回 5名・13名	11名
12月					3名	11名
1月				10名	3名	11名
2月					3名	12名
3月	9名				12名	11名
平均参加率	27.9%	29.2%	75%	22.2%	13.3%	12.4%

$$\text{平均参加率} = 1 \text{ 回あたり平均参加} \div \text{平均職員数}$$

（資料 災害対策報告より）

ただし、実際の記載人数欄に記載がなかったが、避難誘導訓練を含む消火訓練に1月10名参加との説明を受け10名とした。

*ただし、実際の記載人数が、職員27名を含む59名とあり、その他町会関係者、警備会社社員等が含まれているとの説明を受け27名とした。

【意見】

特別養護老人ホームの入居者、利用者の多くは、介護を要する高齢者の方であり、災害時等に対する避難誘導の仕方にも特別な配慮が必要と思われる。上記の施設避難訓練の実施状況は、一部正確に記載されていないところもあるが、施設によって避難訓練の平均参加率に大きな差があることから、災害時の危機管理の体制を全施設再確認され、同時に職員の意識をより高めるよう指導されたい。

NO42 特別養護老人ホーム職員住宅について

【概況】

「I園特別養護老人ホーム職員住宅管理運営要領」(要領平成6年7月1日施行、運営要領平成15年4月1日施行)の第2条に記載の通り、法人は、特別養護老人ホームの糀谷職員住宅を区より使用許可を受けて設置している。

目的は、いわゆる勤務する職員の福利厚生及び防災対策、緊急事態に対する職員の確保である。

当該住宅については、平成6年に区の行政財産の目的外使用として、区と特別養護老人ホームの管理運営を委託している社会福祉法人に一括貸付を行うものとして、当法人と「特別養護老人ホーム協定書」を締結し、毎年更新してきている。

この協定書の内容については、当初賃借した時点から、一部の賃料を除き、見直しがなされていない。

大田区行政財産使用許可書第3条による金額は、7,260,000円(月額605,000円)であり、法人が当該住宅入居者からの賃貸料として受領している金額とほぼ同額である(H18/3.現在 月額587,000円 共益費なし)。

家賃(62㎡)	管理人	55,000円	世帯用住宅
家賃(24ないし26㎡)	職員	28,000円	単身用住宅

家賃のうち、管理人55,000円は、物件賃借当初より同額である。

その他の職員分は、物件賃借当初は25,000円であり、平成15年度、平成16年度、平成17年度で1,000円づつ値上げされたものであるが、入居者募集広告の記載内容から推定すると一般相場に比較すると、ほぼ半額程度ではないかと考えられる。

なお、管理人は、I園の自主事業である養護老人ホームの介護職員である。

平成17年度もI園は、当該職員住宅の使用を継続すべく「大田区行政財産使用許可申請書」及び「大田区行政財産使用料減免申請書」を、年度前に提出した。

さらに、I園が、今回平成18年度前に同様の書類を区に提出したところ、区から内容は変わらないも減免ではないという取り扱いの指示を受け申請書を返却された。

これに対し、区は平成17年度、平成18年度は減免申請はされておらず、平成16年度以前は、減免申請書が提出されているが、申請理由は条例に基

づく減免対象には当たらないとしている。

【意見】

について

特別養護老人ホーム職員住宅については、あくまでI園の職員住宅であり、区の職員住宅とほぼ同様の条件で取り扱うことは、適切とは言い難い。行政財産の目的外使用であることから、使途目的は明らかであるが、I園の方針によって本人家賃は、決められるべきであり、区のI園への貸付条件とは別として取り扱うべきである。

よって、区のI園への貸付については、通常の家賃相場を考慮の上、諸条件の検討をされたい。

について

I園側には、従来から家賃の減免申請により現在の家賃であるという認識があったと考えられる。一方、担当部局では、「大田区行政財産使用料条例」の第2条1項の適用で当該家賃は、適正な方法で算定されたもので、第3条の減免規程は、適用しないとの見解である。

ただ、そういった見解であれば、平成16年度以前のI園からの減免申請書を受領したことは矛盾していると言わざるを得ない。

上記の点も考慮しつつ、当該家賃の見直しをされ、減免に対する事務上の取り扱いについてもI園との関係から再確認されたい。

NO43 研修制度について

【概況】

平成17年度、平成18年度（11月まで）の内部の研修実績は以下のとおりである。

対象	月	テーマ	講師
一般職員	4月	新任職員研修	内部職員
	4月	メンタルヘルス導入研修	外部講師
	5月	パソコン研修	外部講師
	10月～1月	事務員仕事の棚卸し	外部講師
	11月	昇任選考研修	外部講師
	11月	認知症研修	外部講師
	11月	訪問介護職員研修	外部講師
管理職	4月	労働基準法研修	外部講師
	8月	メンタルヘルス研修	外部講師
	9月～10月	在宅課長仕事の棚卸	外部講師
	3月	新人事制度評価者研修	内部講師
平成18年度研修実績（11月まで）			
対象	月	テーマ	講師
一般職員	4月	新任職員研修	内部講師
	6月	新任職員研修	内部講師
	7月	新任職員フォロー研修	内部講師
	8月	新任職員研修	内部講師
	11月	新任職員フォロー研修	内部講師

I園に限らず介護業界においては、従業員の定着率の問題、常時の人員不足等の状況が、潜在している。

また、I園の特養・短期の常勤介護職員（平成17年7月1日現在）に関して、無資格者は以下のとおりである。

（単位：人数）

	介護職員数	うち無資格者
羽田	31	4
池上	32	3
大森	26	8
蒲田	33	9
糺谷	35	7
たまがわ	70	13
合計	227	44

【意見】

介護サービスの質を保つためには、内部での研修制度の充実が求められるところである。

しかし、実際には平成 18 年度は 11 月にいたるまで新人研修しか行われていないことを確認した。少なくとも、平成 17 年度事業計画報告書に記載されている報告について、事業報告書では、その記載がないものが多かった。

計画的な介護サービスの質を保つための計画的な研修制度の充実が望まれる。

区においても、計画された研修が実施されなかった場合の理由を把握し、介護サービスのさらなる向上について、指導されたい。

NO44 大田区との人事交流について

【概況】

特に明文の規定等はないが、各施設長ほか主要な管理職において、平成 17 年度は、区職員OBが 15 名就任している。

I 園では内部的に昇進試験を実施している。昇進試験による管理職の対象は課長までである。この内部的な昇進試験については、上記区よりのOB等に対しては実施されていない。

【意見】

保健福祉業務に精通した区のOB等がI園に施設長等で在職するといことは、一般的に、区およびI園にとっても、I園の効率的運営、区職員の再雇用の観点からは理解できる。

しかし、少なくとも施設長全員が区のOBであることについては、区としても区民に対し、その理由、今後の方針を説明することが透明性の観点から望まれる。

法人の昇進試験について、課長までという限定をつけないなど、適切な人材確保の方法を検討されるよう指導されたい。

NO45 配置定員について

【概況】

“指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備ならびに運営に関する基準（平成11.3.31厚令39）”では、介護老人福祉施設における看護・介護職員を入所者数3人あたり1人以上と定めている。

I園では特別養護老人ホーム・短期入所の職員配置定員に関して、区の指導により、上記法定基準より多い看護・介護職員を入所者数2.5人あたり1人以上としている。また、さらに区の了承を得て独自に、短期入所について利用定員10名以上部分については、入所者数2人あたり1人以上の配置定員としている。

I園では、上記のほかに特養池上の多層階加算の7名、特養たまがわの広面積加算の6名、各施設における看護職加算各1名を配置定員に含めている。

I園は、区立施設の責務を考慮の上、配置定員の重点化を認められているとのことである。

	利用定員			法定基準 1:3 換算	加算					合計	内訳	
	特養	短期	合計		1:2.5 加算	1:2 加算	多層階 加算	広面積 加算	看護職 加算		常勤	非常勤
羽田	100	8	108	36.0	7.2				1.0	44.2	37	7.2
池上	100	8	108	36.0	7.2		7.0		1.0	51.2	37	14.2
大森	80	8	88	29.3	5.9				1.0	36.2	31	5.2
蒲田	100	12	112	37.3	7.5	1.2			1.0	47	39	8
糀谷	100	15	115	38.3	7.7	1.5			1.0	48.5	40	8.5
たまがわ	200	40	240	80.0	16.0	4.0		6.0	1.0	107	81	26

上記の特養池上の多層階加算の7名、特養たまがわの広面積加算の6名については、それぞれ具体的な算出根拠は持っていない。

また各施設における看護職加算各1名については、看護職確保困難を理由とするとのことであった。

【意見】

配置定員の加算については具体的な根拠が求められる。当該配置定員の加算がサービス向上に効果をもたらすことにつながっているかどうかを分析し、具体的なサービス向上の効率測定が可能となるような体制作りを、区は指導されたい。

NO46 単独高齢者在宅サービスセンターの事務員について

【概況】

単独高齢者在宅サービスセンターの下丸子、田園調布、南馬込、徳持において、各1名ずつ計4名の事務員を配置している。しかし、実際にこの事務員4名は本部にて勤務しており、これら単独高齢者在宅サービスセンターの事務および、その他法人全般にわたる事務を行っている。

それぞれの業務を時間数等で見積もってはならず、さらに職務分担表に事務業務の工数等が記載されていないので、高齢者在宅サービスセンターに関する事務量が4名分必要なのかどうか判断できない。

【意見】

法人全般に渡る業務に携わる現状から考えて、法人本部の作業も混在していると考えられる。単独高齢者在宅サービスセンターの事務量を業務別に把握することにより、配置定員、他経理区分との経費按分の要否を精緻に分析する必要がある。検討されたい。

NO47 人件費について予算と実績との差異について

【概況】

I 園では、介護に関して人材確保が困難な環境にあり、I 園は平成 17 年度の実績は職員配置定員どおりの人材が確保できなかった。非常勤等換算後職員数総数は実績でほぼ定員どおりではあったが、配置定員より常勤の割合が少なく、非常勤、派遣の割合が多いことにより、実績において約 138 百万円の剰余金が予算に対して生じている。

表 予算実績対比表

(単位：円)

	予算	実績	差異	派遣	事業雑費	派遣も含めた 差異再計
特養	301,170,270	253,945,123	-47,225,147	22,408,115		-24,817,032
短期	19,343,151	22,406,924	3,063,773	1,977,187		5,040,960
通所	74,860,375	78,415,403	3,555,028	1,022,462		4,577,490
特養	280,293,502	258,052,269	-22,241,233	2,339,363		-19,901,870
短期	19,752,786	22,769,317	3,016,531	187,149		3,203,680
通所	76,898,927	74,084,010	-2,814,917		6,376,000	3,861,083
特養	276,144,814	268,209,447	-7,935,367	3,633,915		-4,301,452
短期	37,810,686	40,077,274	2,266,588	542,999		2,809,587
通所	87,917,759	79,936,025	-7,981,734			-7,981,734
特養	273,430,743	262,329,951	-11,100,792	5,419,916		-5,680,876
短期	29,565,363	27,764,014	-1,801,349	588,338		-1,213,011
通所	92,053,179	80,653,431	-11,399,748	4,493,959		-6,905,789
特養	231,724,544	203,767,422	-27,957,122	4,919,009		-23,038,113
短期	19,601,618	22,640,000	3,038,382	547,000		3,585,382
通所	86,946,106	77,558,159	-9,387,947			-9,387,947
特養	518,737,451	480,493,504	-38,243,947	3,483,968		-38,243,947
短期	94,582,480	91,204,736	-3,377,744	693,452		-2,684,292
通所	61,891,891	62,230,643	338,752			338,752
通所	69,109,784	59,863,565	-9,246,219		7,460,000	-1,505,767
通所	64,857,028	50,806,552	-14,050,476		7,950,000	-5,660,795
通所	67,008,214	55,687,029	-11,321,185	1,182,248	7,073,000	-2,795,937
通所	69,036,181	62,547,220	-6,488,961		7,137,000	931,166
通所 1 1	54,385,381	45,900,767	-8,484,614			-8,484,614
					差異合計	-138,255,076

上記において人員不足を派遣にて補った分を、業務委託料より抜き出して加算
 上記において、単独高齢者在宅サービスセンターの本部事務勤務分については、事業雑費へ計上されているため、この分を加算

特養、短期の平成17年度の配置定員（全ての職種を含む）に対する現員実績は以下のとおりである（職員数の月次報告書より算出）。

実際に、全体の総数ではあまり欠員は無いものの、常勤割合が少なく、その分が非常勤や派遣へシフトしていることが読み取れる。

表 配置定員

（単位：人）

		常勤	非常勤	派遣	合計
全体	配置定員	308.0	84.2	0.0	392.2
	現員	296.9	88.0	10.7	395.6
	過不足	-11.1	3.8	10.7	3.4
	配置定員	43.0	9.4	0.0	52.4
	現員	41.4	10.5	0.9	52.8
	過不足	-1.6	1.1	0.9	0.4
	配置定員	43.0	16.4	0.0	59.4
	現員	42.1	9.7	5.9	57.7
	過不足	-0.9	-6.7	5.9	-1.7
	配置定員	37.0	7.2	0.0	44.2
	現員	36.3	5.4	1.5	43.2
	過不足	-0.7	-1.8	1.5	-1.0
	配置定員	46.0	10.2	0.0	56.2
	現員	45.1	10.6	1.5	57.2
	過不足	-0.9	0.4	1.5	1.0
	配置定員	47.0	10.7	0.0	57.7
	現員	45.5	16.1	0.9	62.5
	過不足	-1.5	5.4	0.9	4.8
	配置定員	92.0	30.3	0.0	122.3
	現員	86.5	35.7	0.0	122.2
	過不足	-5.5	5.4	0.0	-0.1

【意見】

当初配置定員にて予定された常勤の割合よりも、実際には少なかった状況である。常勤・非常勤の割合のバランスが短期間に変化するとサービスの質に影響を与えることもある。配置定員によって予定されていたサービスの質は保たれているかどうかの判断ができない。

適切なサービスの質を保持あるいは向上できるかということを実現するために、常勤・非常勤の割合を検討しつつ、職員のチームワークのもと業務内容が円滑に行われるよう配慮されたい。また、常勤・非常勤の割合でも、実際の人件費総額は変動する。委託料積算も現実を踏まえて、厳密に行われるべきである。

NO48 人件費分析数値の特性について

【概況】

独立行政法人 福祉医療機構発行の“特別養護老人ホームの経営分析 参考指標”掲載の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に関する統計的財務分析値について比較分析を実施した。

表 比較分析表

(単位：人数)

		特別区	黒字	赤字	開設25年以上	I園
	定員(特養+短期)					771
1施設あたり従業者数	介護職員	31.6	29	28.2	36.8	57.6
	看護職員	3.8	3.8	4.4	4.4	
	その他職員	12	13.5	13.4	16.6	
	合計	47.4	46.4	45.5	57.7	
入所者10人あたり従事者数	介護職員	4	3.79	4.04	3.81	4.5
	看護職員	0.48	0.5	0.57	0.45	
	その他職員	1.5	1.76	1.91	1.73	
	合計	5.98	6.05	6.52	5.99	
事業活動収入に対する人件費の割合(%)		58.9	56.8	65.8	59.1	59
従事者1人当たり人件費		4,493	3,828	4,066	3,974	5,249

(計算前提)

- 1) 本部人件費については人員比にて配分加算。
- 2) 昭和37年設立により開設25年以上の数値と比較
- 3) 地域別については特別区(東京都)のため、これと比較
- 4) I園は平成17年5月1日現在の職員名簿によって集計
- 5) 人員不足により発生した業務委託派遣費についても人件費に加算して計算
- 6) I園の1施設あたり従業者数は、6特養で除した数値である

分析の結果から次のことがわかる。

- 1) 1施設あたりの従業者数は、当該参考指標と比較して多い。
- 2) 従事者1人当たり人件費は、当該参考指標より高めである。

【意見】

区は、委託料の人件費の予算積算について、上記の参考資料等も加味されたい。

NO49 I園の事務費・事業費の分析について

【概況】

大田区に対する当初予算と実績、実績の年度比較の施設別の差異原因分析資料がない。

特養たまがわに係る分析

) 事務費の修繕費

修繕費の予算は、過去の実績から乖離した予算となっている。

但し、修繕費として認められないI園が負担する修繕費は、別途本部雑費で計上される。

(単位：円)

	平成 17 年	平成 17 年	平成 16 年	差額 = -
	予算	実績	実績	
修繕費	10,000,000	3,297,868	2,637,717	660,151

) 事業費の水道光熱費

水道光熱費が経年比較がなされておらず、今期の増加分についても原因分析されていない。

(単位：円)

	平成 17 年	平成 17 年	平成 16 年	差額 = -
	予算	実績	実績	
水道光熱費	67,911,763	71,087,648	67,980,678	3,106,970

水道代の過去5年の使用支払実績は、次のとおりである。

(単位：円)

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
33,764,615	31,492,769	34,353,892	34,933,043	37,587,983

) 消耗品費

消耗品費の予算は、過去の実績が予算を上回ることが常態化している。

(単位：円)

	平成 17 年	平成 17 年	平成 16 年	差額 = -
	予算	実績	実績	
消耗品費	16,000,000	23,547,183	23,433,467	113,716

【意見】

予算と実績、実績の年度比較の施設別の差異原因分析を実施し、予算の精度を上げるべきである。現状は、予算 > 実績の場合は、I 園の繰越金となる可能性が高い。

水道光熱費等については、経年比較すること及び他の施設との比較することにより異常性の有無、コスト削減の可能性を追求すべきである。

修繕費、消耗品については、実態にあった予算、単価設定をすべきである。

NO50 シルバーステイ事業及び高齢者生きがい通所事業の委託方式

【概況】

シルバーステイ事業は、介護保険制度により「非該当」になった高齢者等が、何らかの理由により家庭で一時的に生活することが困難になった場合に、介護保険制度の介護福祉施設及び短期入所生活介護の空きベッドを利用して宿泊し、日常生活の支援を受けることにより本人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的にしている。

平成 17 年度の利用者数 5 名、利用日数は延 27 日予算費消額 187 千円である。高齢者生きがい通所事業は、介護保険制度において「非該当」になった高齢者等が高齢者在宅サービスセンターに通所し、趣味活動・生きがい活動、日常動作訓練等を行うことにより、社会参加を促進し、心身機能の維持を図ることを目的にしている。

平成 17 年度の利用者数 56 名、利用日数は延 3,135 日予算費消額 19,885 千円である。

平成 18 年度のシルバーステイ事業は、大田区立特別養護老人ホーム条例（以下「特養条例」という）第 2 条第 2 項に基づき、また高齢者生きがい通所事業は、大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（以下「サービスセンター条例」という）第 3 条第 7 号に基づき実施されている。

区は、その実施のため I 園と“シルバーステイ事業及び高齢者生きがい通所事業委託契約書”を締結し、T 会・H 会と“高齢者生きがい通所事業委託契約書”を締結している。

一方、区は、特養条例第 7 条及びサービスセンター条例第 8 条に基づき、特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの指定管理者に I 園を指定し、高齢者在宅サービスセンターの指定管理者に T 会を指定し、その管理代行の協定を締結している。

【意見】

特養条例・サービスセンター条例に基づくシルバーステイ事業及び高齢者生きがい通所事業は、指定管理者による管理により事業を実施すべきであり、別途委託契約を締結しなければならない理由が見当たらない。今後どのように取り扱うか検討されたい。

特養条例第 10 条及びサービスセンター条例第 11 条は指定管理者が行う業務の範囲を定めており、介護保険法に基づく業務等の他、“特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンターの運営に関して区長が必要と認める業務”が含まれている。そして特養条例第 2 条第 2 項サービスセンター条例第 3 条第 7 号によって行われている本件両事業は、区長が必要と認める業務と判断される。

【参考】

大田区立特別養護老人ホーム条例

第2条(資格)

2. 区長は前項の規定による入所に支障がないと認めるときは、特別養護老人ホームを同項各号に掲げる者以外のものに利用させることができる。

第7条(指定管理者による管理)

区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、特別養護老人ホームの管理を行わせることができる。

第10条(指定管理者が行う業務の範囲)

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3)略

(4)前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの運営に関して区長が必要と認める業務

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例

第3条(資格)

高齢者在宅サービスセンターに通うことができる者又は高齢者在宅サービスセンターに利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(6)略

(7)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

第8条(指定管理者による管理)

区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人(以下「法人」という。)であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、高齢者在宅サービスセンターの管理を行わせることができる。

第11条(指定管理者が行う業務の範囲)

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3)略

(4)前3号に掲げるもののほか、高齢者在宅サービスセンターの運営に関して区長が必要と認める業務

NO5 1 高齢者生きがい通所事業の対象者等について

【概況】

高齢者生きがい通所事業の対象者は、区内在住者で次の各号のいずれかに該当する者である。

ただし、介護保険制度における要介護認定により「要支援」「要介護」とされたものを除く。

(高齢者生きがい通所事業実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第2項)

- (1) 生活機能低下又は虚弱等で自宅に引きこもりがちな65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持し、生活機能低下又は虚弱等で自宅に引きこもりがちな40歳以上65歳未満の者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

区長は、本事業の利用を承認するに当たっては、必要に応じて訪問調査等を行い、申請者の身体的状況及び日常生活状況等を十分考慮して総合的に審査し、決定する。(要綱第7条第1項)

そして現在、対象者は原則週2日の通所が認められる運用が行われている。

【監査の結果】

上記の“原則週2日の通所が認められる運用”は平成12年3月16日の課長決定に依って行われている。要綱第12条では要綱に定めるもののほかは、必要な事項は保健福祉部長が定めることとされており、原則“週2日の通所”については年間の委託料に大きな影響がある点であるが、適切な権限者による決定が行われていないので善処されたい。

高齢者生きがい通所事業実施要綱

第12条(委任)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が定める。

(1) 平成17年度前期の大田北行政センターでの決定者(13名)の申請書に基づく審査には、不十分な点が認められるので、改善が必要である。主な原因は“生活機能低下又は虚弱等で自宅に引きこもりがち”との要件について、その具体的内容を示す基準が存在しないことであると考えられる。

NO52 医科医療協力委託について

【概況】

特別養護老人ホームの入所者及び高齢者在宅サービスセンターの通所者の保健医療の向上をはかるために、次の医療協力に関する業務の契約を、医師会と締結している。

但し、通所者はホーム等内又は送迎車内において発病又は負傷した場合に限る。

1. 指定協力医病院による入院医療協力
2. 往診医療機関の往診医療協力
3. 通院医療機関の通院医療協力
4. 各科担当医による健康診査

表 平成17年度の委託先・契約金額等 (単位：千円)

	特養	特養	特養	特養	特養	特養
委託医師会	A	B	C	A	A	B A C
契約金額	4,819	4,819	4,819	4,819	4,819	4,795 2,616 2,835
実績	4,511	4,446	4,548	4,812	4,744	4,359 2,031 2,712
残金	307	372	271	6	74	436 585 122
往診治療 (回)	7	5	33	6	10	0 0 0
通院協力 (回)	232	199	166	419	364	93 2 465

注) 特養 の契約金額、実績、残金、往診医療、通院協力の欄の上段・中段・下段は、それぞれB医師会、A医師会、C医師会に対応する。

【意見】

特養 の契約は、三医師会との契約となっている。これは、医師会との意見交換の中で、入所者数が200名と多いためとのことである。

但し、特養 においては、A医師会の利用は下表の通院協力を見てわかるように、年2回のみで、C医師会の465回、B医師会の93回について比べても極端に低い。また、下表記載の事務費は、事務量の多寡で金額が算出されるのが合理的であるが、特養 のA医師会分については、C医師会より事務費が高いのは合理的でない。また、協力病院指定料の146万円も実態を考慮して、見直しを検討されたい。

(単位：円)

実績内訳	特養	特養	特養	特養	特養
協力病院指定料及び空床確保料	2,193,990	2,193,990	2,193,990	2,193,990	2,193,990
往診医療協力料 @5,290	37,030	26,450	174,570	31,740	52,900
通院医療協力料 @1,560	361,920	310,440	258,960	653,640	567,840
健康診査協力料	842,340	842,340	842,340	842,340	842,340
医師会事務費	861,840	861,840	861,840	861,840	861,840
消費税	214,856	211,753	216,585	229,177	225,945
合計	4,511,976	4,446,813	4,548,285	4,812,727	4,744,855

実績内訳	特養	うちA	うちC	うちB
協力病院指定料及び空床確保料	4,387,980	1,462,660	1,462,660	1,462,660
往診医療協力料 @5,290	0	0	0	0
通院医療協力料 @1,560	873,600	3,120 (2回)	725,400 (465回)	145,080 (93回)
健康診査協力料	1,684,680		0	1,684,680
医師会事務費	1,723,644	468,927	395,360	859,357
消費税	433,494	96,735	129,171	207,588
合計	9,103,398	2,031,442	2,712,591	4,359,365

【参考】

協力指定料及び空床確保料の積算根拠

協力指定料は、平成 12 年度より現在の価格になっている。価格の設定については、措置費管理分と区加算分を加えた価格により算出し、相場的なアップで見直している。

空床確保料

空床確保料は、平成 12 年度より、現在の価格になっている。

単価の設定については、診療報酬点数による室料、医学管理料等 1 日あたり、空床率 0.3 を乗じて算出している。

NO53 歯科医療協力委託について

【概況】

特別養護老人ホームの入所者の保健医療の向上をはかるために、次の医療協力に関する業務の契約を、歯科医師会と締結している。

歯科医療協力

1. 定例派遣による治療、相談指導
2. 随時派遣による治療
3. 通院歯科医療協力期間による通院治療
4. 摂食えん下指導
5. 新規入所者の検診

表 平成17年度の委託先・契約金額等

(単位：千円)

	特養	特養	特養	特養	特養	特養
委託歯科 医師会	A	C	C	A	A	A
契約金額	4,562	4,562	4,562	4,562	4,562	9,125
実績	4,695	5,072	4,489	4,342	4,636	9,240
差額	132	510	73	220	73	115
定例派遣 (回)	36	36	36	36	36	72
随時派遣 (回)	135	212	116	102	130	257
通院協力 (回)	5	0	0	0	0	0
摂食えん下 指導(回)	36	24	36	36	36	72

定例派遣は、あらかじめ定例日(月3回)、特養 を6回と担当を定め、治療の他、相談、指導を行う(1回2時間とする)。また、随時派遣は、必要に応じて、治療の目的で、原則として、一人を対象に行う。

【意見】

特養 で定例派遣の受診人数の実績は、236名(2,424,960円)、随時派遣の人数の実績は、267名(2,570,000円)で、一人あたり約10,000円がかかることになる。

(歯科診療室の有効利用については、NO9を参照されたい。)

但し、特養 の定例派遣は、年で72回(144時間)、随時派遣は、年で257時間、摂食えん下指導は年72回の指導である。契約の範囲内で、計画的効率的な受診をするよう留意されたい。

(単位：円)

	特養	特養	特養	特養	特養	特養
一斉検診	0	0	0	0	0	0
定例派遣料 @33,680	1,212,480	1,212,480	1,212,480	1,212,480	1,212,480	2,424,960 (72回)
随時派遣料 @10,000	1,350,000	2,120,000	1,160,000	1,020,000	1,300,000	2,570,000 (257回)
通院協力料	6,250	0	0	0	0	0
摂食えん下指導料 @33,680	1,212,480	808,320	1,212,480	1,212,480	1,212,480	2,424,960 (72回)
諸経費	690,420	690,420	690,420	690,420	690,420	1,380,840
消費税	223,581	241,561	213,769	206,769	220,769	440,038
	4,695,211	5,072,781	4,489,149	4,342,149	4,636,149	9,240,798

契約書第5条では、委託料の精算は、「委託料の精算書を作成し、契約期間終了後30日以内に、大田区に提出しなければならない」とされているが、特養 以外すべて、5月以降に提出されている。相手先歯科医師会に契約の遵守を指導されたい。

NO54 建物の登記について

【概況】

不動産登記法により、建物を所有した場合には、1ヶ月以内に登記申請しなければならないが、固定資産税を課することができない区、都、国の土地については、不動産の表示に関する登記の申請義務についての経過措置として当分の間適用されない。これは、不動産登記法の旧法に定められ、現在の新法にも適用される。

このことから、区では、建物を区分所有している場合、区所有地以外の土地にある建物以外は、建物登記をしていない。区所有地を売却する場合には、建物を除却して引き渡すので実害はないとのことである。

【監査の結果】

大田区公有財産管理規則第15条では、「登記または登録ができる財産を取得したときは、速やかにその手続をしなければならない」とされている。例外的な取扱いについては、規則で明確にすべきである。